

各都道府県知事 殿

消防庁長官  
(公印省略)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について (通知)

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」(平成 27 年 3 月 31 日消防広第 74 号)(以下「要請要綱」という。)、 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」(平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号)(以下「運用要綱」という。)及び「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」(平成 16 年 4 月 9 日消防震第 23 号)(以下「負担金交付要綱」という。)について、下記のとおり改正しました。

貴職におかれましては、改正内容を御理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 残留する航空隊の取扱いに関する事項(要請要綱第 12 条)

残留する航空隊の取扱いについては、要請要綱、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン(平成 28 年 3 月 29 日消防広第 69 号)及び首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン(平成 29 年 3 月 29 日消防広第 90 号)に、残留航空小隊や残留ヘリコプターと規定されており文言が混在していること、各地域ブロックに残留する航空隊は緊急消防援助隊(以下「緊援隊」という。)として取扱わないと整理することから、「残留する運航可能な航空隊を 1 隊以上確保する」という文言に統一した。(各アクションプランについては、今後改正することとする。)

2 ドローン等の活用(要請要綱第 18 条、運用要綱第 30 条)

無償使用制度により各消防本部に配備している「情報収集活動用ドローン」及び「映像伝送装置」について、令和 3 年度内に配備方針(目標)である 4 7 都道府県全てに配備される予定であることから、これらの積極的な活用を要請要綱及び運用要綱に明記した。

3 部隊移動の対象を拡大(要請要綱第 19 条)

特別な資機材を有しない小隊であっても、被害状況等に応じて小隊単位で部隊移動が可能となるよう変更した。

#### 4 受援市町村の長による増隊要請のための連絡（要請要綱第23条）

これまで要請要綱には、受援都道府県の知事による増隊要請は規定されていたが、受援市町村の長による増隊要請の連絡については規定されていなかったことから明記した。

#### 5 要請要綱別表の変更

##### (1) A表とE表を統合

災害区分に応じた出動準備から迅速出動に係る措置要求の内容まで同一の表で把握できるように変更した。なお、この統合に伴い出動準備及び迅速出動に係る措置要求の内容の変更はない。

##### (2) C表とD表の変更

佐賀県防災ヘリコプターの運航開始に伴い別表C表とD表を変更した。

#### 6 要請要綱別記様式の変更、追加及び削除

(1) これまでの災害を通じての都道府県の要望や消防庁としての改善点を踏まえ、ニーズの高い車両や資機材を記入する欄を設ける等変更した。

(2) 出動準備の解除の連絡について、これまで消防庁から出動準備を依頼している登録都道府県及び登録市町村の消防本部に対して電話による連絡のみであったことから、新たに出動準備の解除の様式を追加した。

(3) 別記様式5-2（消防本部ごとの出動状況）は、緊援隊の派遣中に後方支援本部から毎日報告される部隊集計表（「緊急消防援助隊の隊数及び人員数の計上について」令和2年3月3日付け消防広第32号）と内容が重複していることから廃止することとした。

なお、負担金交付要綱における交付申請時に負担金交付要綱別記様式第2に代えて別記様式5-2を添付することができるとしていたが、部隊集計表を添付することで代えることができるものとする。

#### 7 負担金交付要綱別記様式の変更

負担金交付要綱の別記様式の押印の表記を削除し、押印の代替措置として真正性の確認を行うため担当者や責任者を明確にするよう変更した。併せて、様式中の平成の元号を削除する。また、一部の別記様式で対象経費の詳細な積算を含めた報告が行われている現状を踏まえ、詳細項目を記載できるように構成を変更した。

#### 添付資料

- 別添1 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱
- 別添2 緊急消防援助隊の運用に関する要綱
- 別添3 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱
- 参考1 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（新旧対照表）
- 参考2 緊急消防援助隊の運用に関する要綱（新旧対照表）
- 参考3 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱（新旧対照表）
- 参考4 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱における別記様式の記入例

【問い合わせ先】 消防庁広域応援室  
鈴木補佐・入澤係長・古波・田中  
TEL : 03-5253-7527 FAX : 03-5253-7537  
E-mail a5.tanaka@soumu.go.jp

## 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

	平成 27 年 3 月 31 日	消 防 広 第 74 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	消 防 広 第 80 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日	消 防 広 第 93 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日	消 防 広 第 35 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日	消 防 広 第 190 号
改正	令和 3 年 3 月 22 日	消 防 広 第 89 号

## 目次

第 1 章	総則
第 2 章	応援等の要請
第 3 章	出動の求め又は指示等
第 4 章	受援体制
第 5 章	部隊移動及び増隊要請
第 6 章	応援等の引揚げの決定
第 7 章	大規模地震発生時における迅速出動基準
第 8 章	防災関係機関との連携
第 9 章	応援等実施計画及び受援計画
第 10 章	応援に要した経費の負担区分
第 11 章	その他

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。

- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

## 第 2 章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び

当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式 1-1）。

（1）災害の概況

（2）出動を希望する区域及び活動内容

（3）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第 1 項及び第 2 項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長の連絡）

第 4 条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1-2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第 1 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリによ

り速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

### 第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2条及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- （2）指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- （3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- （1）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- （2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- （2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- （3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- （4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

- （1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- （2）第15条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。



- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

## 第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
  - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
  - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
  - (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

- (4) 法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
  - (6) 第 16 条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
  - (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
  - 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
  - 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
    - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
    - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
    - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
    - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
    - (5) 報道機関への対応に関すること。
    - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

## 第 5 章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第 19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点から考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合

(2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

(3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする(別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-5)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-7)。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-8)。

(6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-9）。

(7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。

(8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1-1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1-2）。

## 第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

（都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定）

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-1）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了す

るとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

（長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知）

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

（帰署（所）報告）

第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）

後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式 5)を作成し、消防庁及び応援都道府県に対して、報告するものとする。

## 第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱(政令市等は 5 強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- (1) 基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A-1 及び別表 A-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A-1 及び別表 A-2 に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式 3-1 又は 3-4)を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別記様式 3-2)。

(迅速出動の中止)

第 33 条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第 34 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第 35 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第 36 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。

## 第 8 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 37 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 38 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。



- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

## 第9章 応援等実施計画及び受援計画

### (応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
  - (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
  - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
  - (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関する事。
  - (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
  - (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関する事。
  - (7) 情報連絡体制に関する事。
  - (8) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

### (受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関する事。
  - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関する事。
  - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関する事。
  - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する事。
  - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関する事。
  - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関する事。
  - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関する事。
  - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関する事。
  - (9) その他必要な事項に関する事。

- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第 41 条 地方自治法第 153 条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

## 第 10 章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第 42 条 法第 44 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村(以下「応援都道府県等」という。)において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第 43 条 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

## 第 11 章 その他

(都道府県の訓練)

第 44 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第 45 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第 46 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表A-1 (震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
				統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
		別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県		基本計画別表第3により対応する都道府県		別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊
I	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	最大震度7の地震の震央管轄都道府県※ <sub>1</sub> に対する措置 震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※ <sub>2</sub>	
II	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震の震央管轄都道府県※ <sub>1</sub> に対する措置 震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備			出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※ <sub>2</sub>	
III-ア	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震の震央管轄都道府県※ <sub>1</sub> に対する措置 震央が陸域	出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※ <sub>2</sub>		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※ <sub>2</sub>				出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※ <sub>2</sub>	
III-イ	大津波警報が発表された都道府県に対する措置	出動準備		出動準備				出動準備	
IV	噴火警報(居住区域)が発表された都道府県に対する措置	出動準備		出動準備 (統括指揮支援隊輸送 航空小隊及び情報収集 航空小隊に限る。)					

※<sub>1</sub> 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※<sub>2</sub> 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

## 別表A-2 (複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
				統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
		別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県		基本計画別表第3により対応する都道府県		別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊
I  最大震度7の地震の震央管轄 都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
II  最大震度6強(東京都特別区 は6弱)の地震の震央管轄都 道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-ア  最大震度6弱(東京都特別区 は5強、政令市は5強又は6 弱)の地震の震央管轄都道府 県※1に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-イ	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

(第10条関係)

災害発生 都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部				
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表C(第一次出動航空小隊)

(第11条関係)

災害発生 都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	埼玉県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	埼玉県	東京	川崎市	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	静岡県
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	東京	長野県	静岡県	静岡県	名古屋市
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	東京	横浜市	長野県	
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	浜松市	愛知県	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	千葉県	東京	川崎市	長野県	岐阜県	愛知県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	三重県
三重県	名古屋市	愛知県	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	出動準備航空小隊											
北海道	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
青森県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
岩手県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
宮城県	北海道	札幌市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
秋田県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
山形県	北海道	札幌市	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	横浜市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市
富山県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市
石川県	東京	新潟県	山梨県	静岡県	静岡市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県
福井県	埼玉県	東京	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市
山梨県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市
長野県	茨城県	栃木県	千葉県	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
岐阜県	埼玉県	東京	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	静岡市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県
愛知県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
三重県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	岡山市	徳島県
滋賀県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	鳥取県	徳島県
京都府	東京	石川県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県
大阪府	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
兵庫県	東京	石川県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	広島県	広島市	香川県	高知県
奈良県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
和歌山県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	岡山県	香川県
鳥取県	東京	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県
島根県	東京	三重県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県
岡山県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
広島県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県
山口県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
徳島県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	佐賀県
香川県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	佐賀県
愛媛県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	熊本県	宮崎県
高知県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県
福岡県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
佐賀県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県
長崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
熊本県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
大分県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県
宮崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
沖縄県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	岡山県	岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁へりを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。



※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

## 緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請 (第 報)	
送信時間	〇〇 年 月 日 時 分		

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃		
災害発生場所	都道府県	市区町村	
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分		
災害の状況			
活動を要望する地域			
要望する活動			

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

## 応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第 報)
〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室	氏名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

# 出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿  
消 防 長 }

送付先:


消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	〇〇	年	月	日	時	分	
災 害 発 生 場 所	都道 府県						市区 町村
災 害 名							
依 頼 日 時 (出動可能隊数報告、出動準備)	〇〇	年	月	日	時	分	
災 害 の 状 況							
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等				石油コンビナート等		

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象 <small>※いずれかに●</small>	出動可能な全隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	航空指揮支援隊※1
航空部隊	航空小隊※1
	航空後方支援小隊※1
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 出動可能隊数・出動隊数の報告 ( 都道府県大隊 統合機動部隊 用 )

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿  
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時	分	頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	時	分	

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ( )内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種類別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳	
指揮隊	( )	( )	( )	( )		
消火小隊	( )	( )	( )	( )		
救助小隊	( )	( )	( )	( )	水陸両用バギー: 台	
救急小隊	( )	( )	( )	( )		
後方支援小隊	( )	( )	( )	( )		
通信支援小隊	( )	( )	( )	( )		
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	( )	( )	( )	( )	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	( )	( )	( )	( )	中型水陸両用車: 台
		( )	( )	( )	( )	

**【出動体制、その他特殊な装備品の情報】**

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台

合 計	( )	( )	( )	( )	
-----	-----	-----	-----	-----	--

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分  
 出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長  
 消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿  
(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)
指揮 支援 部隊	統括指揮支援隊		: 頃			:	
	指揮支援隊		: 頃			:	
	航空指揮支援隊※1		: 頃			:	<航空隊名、同時出動可否>
航空 部隊	航空後方支援小隊※1		: 頃			:	
	航空小隊※1		: 頃			:	<機体愛称>
土砂・ 風水害 機動 支援 部隊	指揮隊		: 頃			:	
	救助小隊						水陸両用バギー: 台
	特殊装備小隊						重機: 台
	特殊装備小隊						中型水陸両用車: 台
	後方支援小隊						
【その他特殊な装備品の情報】							
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台							
合 計							
	指揮隊		: 頃			:	
	合 計						

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること  
 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なの備考に記載すること  
 ※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 出動準備の解除連絡

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 }  
消 防 長 } 殿

送付先:


消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	〇〇 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【都道府県大隊】
	【航空小隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 }  
市町村長 } 殿

送付先:


消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日			時	分	頃
災害発生場所	都道府県					市区町村
災害名						
災害の状況						
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等				石油コンビナート等	
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)			
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )				非適用	
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日			時	分	

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項、応援先等			
指揮支援部隊	統括指揮支援隊				
	指揮支援隊				
	航空指揮支援隊	応援先			進出拠点
航空部隊	航空小隊				
	航空後方支援小隊				
エネルギー・産業基盤災害即応部隊					
NBC災害即応部隊					
土砂・風水害機動支援部隊		応援先			進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 }  
受援市町村の長 } 殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	<small>(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)</small>
迅 速 出 動	適用 ( A - 区分 )		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )		非適用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 □
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 □
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 □
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 □

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036



# 緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長  
被災地消防本部の長 } 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適 用 ( A - 区 分 )		非 適 用
アクションプラン又は運用計画	適 用 ( )		非 適 用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先:


消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	<b>求め</b>		<b>指示</b>
	<b>別表 A - 1</b>	<b>区分</b>	
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
<b>I</b> 最大震度7	<b>迅速出動</b>		<b>迅速出動</b>		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
<b>II</b> 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	<b>迅速出動</b>		<b>迅速出動</b> (統合機動部隊のみが対象)			
<b>III-ア</b> 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動(統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先:


消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め	指示	
	別表 A - 2	区分	
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
<b>I</b> 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動  【出動する隊】	
<b>II</b> 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)			
<b>III-A</b> 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

**緊急消防援助隊の引揚げ決定通知**

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官  
受援市町村の長  
指揮支援部隊長 } 殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引揚げ決定した隊	
連絡事項	

## &lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 }  
応援市町村の長 } 殿

送付先: 

--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	○○	年	月	日	時	分
被災地引揚げ日時	○○	年	月	日	時	分
引揚げ決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり					
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

## 1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
出動日時 <sup>※1</sup>	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

## 2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

## 3 救助活動状況【陸上】

	救出日時				救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

## 4 救助活動状況【航空】

	救出日時				救出場所※4	救助人数	備考
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

## 5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

## 6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

## 7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

## 8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

# 部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿  
 緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036



# 部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- 了承します。  
 その他

部隊移動に関する意見

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 }  
 応援市町村の長 } 殿

送付先: 

--	--	--	--	--

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	<b>求め</b>	<b>指示</b>	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象  ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	
統括指揮支援隊	
指揮支援隊	
航空指揮支援隊	
航空部隊	
航空小隊	
航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

現在の出動先	都道 府県	市区 町村
--------	----------	----------



部隊移動先	都道 府県	市区 町村
-------	----------	----------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿  
緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事  
部隊移動先の市町村の長 } 殿

消防庁長官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長  
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	<b>指示</b> (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象  ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

現在の出勤先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿  
部隊移動先の市町村の長

(受援都道府県の知事)

本都道府県○○市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ  
部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

**緊急消防援助隊の部隊移動通知**

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

## &lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

**緊急消防援助隊の部隊移動通知**

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 }  
応援市町村の長 } 殿送付先: 

--	--	--	--	--

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036



〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部 設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
	所属		職・氏名	
航空運用調整班	TEL		FAX	

調整本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
	所属		TEL	
統括指揮支援隊長	氏名			

政府現地対策本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部 設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支 援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース(FB)

設置場所:

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

## 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

	平成 16 年	3 月 26 日	消防震第 19 号
改正	平成 17 年	3 月 30 日	消防震第 14 号
改正	平成 18 年	2 月 14 日	消防応第 15 号
改正	平成 18 年	6 月 22 日	消防応第 94 号
改正	平成 20 年	7 月 2 日	消防応第 109 号
改正	平成 20 年	8 月 27 日	消防応第 152 号
改正	平成 24 年	11 月 28 日	消防広第 95 号
改正	平成 26 年	3 月 26 日	消防広第 75 号
改正	平成 27 年	3 月 31 日	消防広第 74 号
改正	平成 28 年	3 月 30 日	消防広第 80 号
改正	平成 29 年	3 月 28 日	消防広第 93 号
改正	平成 31 年	3 月 8 日	消防広第 35 号
改正	令和 2 年	7 月 17 日	消防広第 190 号
改正	令和 3 年	3 月 22 日	消防広第 89 号

## 目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほ

か、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B 災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N 災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

## 第 2 章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

- 第 3 条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 38 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）

に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。  
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部)NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

### 第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第 12 条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第 13 条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第 14 条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第 15 条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第 16 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね 1 時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。



- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (5) 被災地における通信の確保に関する事。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (7) 航空消防活動の支援に関する事。
- (8) 宿営場所の設営に関する事。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に活動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に活動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で活動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに活動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により活動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動

部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

#### (2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

#### (3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

#### (4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

#### （進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

#### （被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに

当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

## 第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」

という。)を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。
  - (1) 第1順位 指揮支援隊長
  - (2) 第2順位 都道府県大隊長
  - (3) 第3順位 統合機動部隊長
  - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
  - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
  - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
  - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
  - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
  - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
  - (3) 調整本部に対する報告に関すること。
  - (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

#### (消防庁職員の現地派遣)

第 27 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
  - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 報道機関への対応に関すること。
  - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

#### (都道府県大隊本部の設置)

第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
  - (2) 隊員の安全管理に関すること。
  - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
  - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。

- (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関する事。
  - (6) 指揮支援本部に対する報告に関する事。
  - (7) 他の都道府県大隊等との調整に関する事。
  - (8) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

- 第 29 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 第 30 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

(活動報告等)

- 第 31 条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊

の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風

水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
  - ア 応援要請を行う場合
  - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
  - ウ 新たな災害が発生した場合
  - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

## 第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。



(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 36 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第 37 条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

## 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第 38 条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援

隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第 39 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

## 第 7 章 その他

(消防本部等の訓練)

第 40 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第 41 条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第 42 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 22 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで（第 4 号を除く。）及び同条第 2 項の規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

（第 32 条関係）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 月 日 時 分 現在

**消防庁**

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

**現地派遣職員**

派遣場所	職・氏名	TEL

**〇〇都道府県**

災害対策本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
	所属		職・氏名	
航空運用調整班	TEL		FAX	

調整本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
	所属		TEL	
統括指揮支援隊長	氏名			

政府現地対策本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

**〇〇市町村**

災害対策本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

**緊急消防援助隊**

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支 援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース(FB)

設置場所:

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

## 緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 ( ) 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
	人	人	人	人	人	
宿営場所	名称				所在地	
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部				氏名	
	TEL					

別記様式2(航空小隊)

(第31条関係)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(航空小隊長)

災害名	応援 都道府県		ヘリベース		残時間	時間	分											
報告者等	所属		氏名		活動人員		パイロット 名	整備士 名	隊員 名									
	TEL		年 月 日 ( ) 時 分現在		その他 名		計 名											
日付	出動番号	機体名称	離陸時間	離陸場所	出動場所 (空域)	着陸時間	着陸場所	出動搭乗 人員数	出動種別件数					搬送人員数		活動概要 (火災:放水回数・放水量を記載) (救助:救助方法を記載) (物資輸送:物資名、数量を記載)		
									火災	救助	救急	情報収集	輸送等	救助	救急		輸送	
									隊員	隊員以外								
合計																		
備考																		

## 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱

平成16年 4月 9日消防震第 23号  
改正 平成24年11月28日消防広第133号  
改正 平成26年 3月26日消防広第 73号  
改正 平成30年11月 7日消防広第303号  
改正 令和 3年 3月22日消防広第 89号

## (通則)

第1条 緊急消防援助隊活動費負担金（以下「負担金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、消防組織法（昭和22年法律第226号）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この負担金は、消防庁長官の指示（以下「長官の指示」という。）を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用を国が負担することにより、緊急消防援助隊の的確かつ迅速な出動及び活動を確保し、もって災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

## (負担金の対象経費)

第3条 この負担金の交付の対象となる経費は、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、援助隊政令第5条各号に掲げる経費であり、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の隊員の手当 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからオの手当
  - ア 特殊勤務手当
  - イ 時間外勤務手当
  - ウ 管理職員特別勤務手当
  - エ 夜間勤務手当
  - オ 休日勤務手当
- (2) 緊急消防援助隊の隊員の旅費 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアから

ウの旅費

ア 鉄道賃・航空賃等

イ 日当

ウ 宿泊費、食卓料

- (3) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設（消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。）に係る修繕料（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費など）
- (4) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設が当該活動のために使用したことにより滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきもの（同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。）の購入費（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）
- (5) 緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費
- (6) 緊急消防援助隊の活動のために要した消耗品費
- (7) 緊急消防援助隊の活動のために要した賃借料（宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費（宿泊費）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）
- (8) 緊急消防援助隊の活動のために要したその他の物件費（出勤から帰署までの間に緊急消防援助隊の活動に要した経費をいう。ただし、食糧費については、第2号の旅費（日当、宿泊費、食卓料）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

（負担金の額）

第4条 負担金の額は、交付対象経費の全部に相当する額とする。

（対象者）

第5条 この負担金の交付を受けることができる地方公共団体は、消防組織法第44条第5項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員及び施設の属する地方公共団体又は当該緊急消防援助隊の要請を受けてその活動に協力した地方公共団体（当該緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動した災害発生市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合を除く。）とする。

（交付申請）

第6条 負担金の交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付団体」という。）は、交付申請書を都道府県知事を経由し、消防庁長官に提出しなければならない。

2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。
- (2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあつては1部、市町村にあつては2部（消防庁用正本1部、都道府県用副本1部）とする。
- (3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。ただし、別に定める場合にあつては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。

3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第5による負担金



交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

(負担金交付調書)

第7条 都道府県知事は、前条第3項の負担金交付調書を負担金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 消防庁長官は、第6条の規定により交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、負担金の交付を適当と認めるときは、負担金の交付を決定するとともに交付団体に対して交付決定の通知をする。

2 交付団体が市町村である場合にあつては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官（消防主管部長）に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

3 消防庁長官は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(変更の承認等)

第9条 交付団体は、負担金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第6により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

2 消防庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、負担金の合計金額が増加しない範囲で各費目の金額の軽微な変更を行う場合には、同項に基づく承認を要しないものとする。

4 交付団体は、交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第7により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。

5 交付団体は、交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事（都道府県が交付団体である場合は、消防庁長官。以下第6項、第7項、第10条第1項、第11条第1項から第3項まで、第12条第1項、第14条、第15条第1項及び第4項、第18条第2項及び第3項において同じ。）に、別記様式第8により速やかに報告してその指示を求めるものとする。

6 都道府県知事は交付事業の完了により当該交付団体に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、負担金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した負担金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

7 都道府県知事は、第1項又は第4項の規定に基づき、変更等があつたとき及び前項に照らし必要があると認めるときは、第7条の負担金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

(申請の取下げ)

第 10 条 適正化法第 9 条第 1 項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の日から起算して 30 日以内とし、都道府県知事に申し出るものとする。

2 前項の申し出があったときは、都道府県知事は速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

(交付事業の遂行)

第 11 条 交付団体は、適正化法第 3 条の趣旨に従い、負担金の公正かつ効率的使用と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第 12 条並びに規則第 6 条の規定に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。

2 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、交付団体が負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

4 都道府県知事は、前 2 項の命令に当たっては、適正化法第 24 条の規定に留意するとともに、必要に応じ消防庁長官に報告を行い、指示を求めることができる。

(実績報告)

第 12 条 交付団体は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第 14 条の規定に基づき実績報告書を別記様式第 9 により都道府県知事に正本 1 部を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、別表に掲げる書類を添付すること。

ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

(実績報告書の提出期限)

第 13 条 実績報告書の提出期限については、適正化法第 14 条前段の場合にあっては、交付事業完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内又はその翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日とし、適正化法第 14 条後段の場合にあっては、翌年度の 4 月 30 日とする。

(是正のための措置)

第 14 条 都道府県知事は、適正化法第 16 条の規定に基づき、交付事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付団体に命ずることができる。

(負担金の額の確定)

第 15 条 都道府県知事は、実績報告書の提出があった場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る交付事業の実施結果が負担金の交付の決定の内容(第 9 条第 1 項及び第 2 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれらに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、交付団体に別記様式第 10 により通知するものとする。

- 2 都道府県知事は前項の負担金を確定し交付団体に確定通知を行うときは、第7条に定める負担金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第11により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官（出納長）は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。
- 3 負担金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。
- 4 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第12の実績報告検収調書に記入し、負担金交付調書と共に保管しなければならない。
- 5 都道府県知事は、当該都道府県における最終の負担金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

#### （負担金の返還の期限）

第16条 負担金の返還の期限については、適正化法第18条第1項の場合にあっては、負担金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第2項の場合にあっては、負担金の額の確定の通知の日から20日以内とする。

ただし、当該負担金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合には、負担金の額の確定の通知の日から90日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。

#### （財産の処分の制限）

第17条 適正化法施行令第13条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、負担金対象施設のうち、単価50万円以上のものとし、同第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条によるものとする。

- 2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した負担金対象施設を適正化法第22条の規定に反して使用しようとする場合又は前項に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、都道府県知事を経由し、消防庁長官の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

#### （交付事業及び交付事業により取得した財産の承継等）

第18条 当該年度の交付事業のほか、前年度の交付事業の事業者（当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の管理者を含む。）の変更については、都道府県知事を経由して消防庁長官に届け出なければならない。

- 2 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受け、前々年度以前の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については当該財産を取得してから5年の間は理由を付して都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は前条及び前2項の処分等があった場合には第7条の交付金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

(交付事業の検査等)

第 19 条 交付事業は、交付団体の定める財務規則等に基づく検収等に合格のうえ完了するものとし、第 3 条第 4 号の経費に係る代替施設の購入については、交付団体は財産台帳に記録するとともに、仕様書等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第 23 条の規定に基づき負担金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票（別記様式第 13）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第 20 条 第 3 条第 4 号の経費に係る代替施設の購入に当たって、滅失した施設と同等の機能以上のものを付加するときは、交付事業に係る部分と交付事業にならない部分の経費の区分を明確にするとともに、その内容を明記した書類を第 12 条に定める実績報告書に添付するものとする。

附 則

この要綱は平成 16 年 4 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 28 日消防広 133 号）

この要綱は平成 24 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日消防広第 73 号）

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 7 日消防広第 303 号）

この要綱は平成 30 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号）

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 添付書類一覧表

	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
第3条第1号 (特殊勤務手当、時間外勤務手当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写真</li> <li>別記様式第2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写真</li> <li>支出の根拠となる時間外勤務命令簿等及び旅行命令簿の写真</li> </ul>
第3条第2号 (旅費)		
第3条第3号 (修繕料、役務費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第3-1</li> <li>見積書又はそれに代わる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書又は請書の写し</li> <li>納品書の写し</li> </ul>
第3条第4号 (代替施設の購入費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第3-2</li> <li>車両等を損傷した時の状況のわかる書類(てん末書)</li> <li>損傷した車両等の写真又はそれに代わる書類</li> <li>損傷した車両等の仕様書及び購入時の契約書の写し又はそれらに代わる書類</li> <li>購入しようとする車両等の仕様書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書の写し・納品書の写し</li> <li>検収調書の写し</li> <li>自動車検査証等の写し</li> <li>施設とその配置場所を明示する写真</li> </ul>
第3条第5号 (燃料費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第4-1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令書、精算書等、その支出を証明する書類の写し</li> </ul>
第3条第6号 (消耗品費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第4-2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令書、精算書等、その支出を証明する書類の写し</li> </ul>
第3条第7号 (賃借料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第4-3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令書、精算書等、その支出を証明する書類の写し</li> </ul>
第3条第8号 (その他の物件費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第4-4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令書、精算書等、その支出を証明する書類の写し</li> </ul>

注 その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

別記様式第 1

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）の交付申請書

標記負担金の交付を受けたいので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 出動した災害

災害名						
出動先市町村						
出動指示を受けた年月日		年	月	日		
出動した 期間等	出動した日時	年	月	日	時	分
	帰署（所）した日時	年	月	日	時	分
	期間	日間				

2 交付事業の内容（別紙）

3 負担金交付申請額

4 交付事業完了の予定日

5 添付書類

問合わせ先

本件責任者役職・氏名：

本件担当者役職・氏名：

TEL：

Mail：

別紙

交付事業の内容

(単位:円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
うち ア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
イ(日当)	人分	
ウ(宿泊費、食卓料)	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		
第3条第4号経費(代替施設の購入費)		
第3条第5号経費(燃料費)		
第3条第6号経費(消耗品費)		
第3条第7号経費(賃借料)		
第3条第8号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		

## 申請上の留意事項

- ア 災害名には、消防組織法に基づき出動を指示された災害の名称を記入すること。
- イ 出動先市町村は、出動した先の市町村名を記入すること。複数ある場合には、コンマで区切って、全て記入すること。例えば、「〇〇県〇〇市及び△△町、□□府××市」等の記載例によること。
- ウ 出動した日時及び帰署(所)した日時は、最初に出動した隊が消防本部を出発した日時及び最後に帰還した隊が消防本部に到着した日時を記入すること。
- エ 別紙の交付事業の内容については、要綱第3条各号に掲げられた費目ごとに、その内容と金額を記入すること。
- ・第1号経費 内容の欄には、何人分の手当かを記入すること。ア～オには、各手当ごとの内訳を記入すること（金額の欄について、アからオの計が、第1号経費の金額と一致すること）。手当について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
  - ・第2号経費 内容の欄には、何人分の旅費かを記入すること。ア～ウには、各旅費ごとの内訳を記入すること（金額の欄について、アからウの計が、第2号経費の金額と一致すること）。旅費について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
  - ・第3号経費 内容の欄には、修繕料、役務費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台の修繕料」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
  - ・第4号経費 内容の欄には、購入費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
  - ・第5号経費 内容の欄には、燃料費について、その概要を記入すること。例えば、「車両用ガソリン」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
  - ・第6号経費 内容の欄には、消耗品費について、その概要を記入すること。例えば、「泡消火薬剤」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
  - ・第7号経費 内容の欄には、賃借料について、その概要を記入すること。例えば、「車両の賃借料」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
  - ・第8号経費 内容の欄には、その他の物件費について、その概要を記入すること。例えば、「食糧費ほか」等の記載例によること。うち食糧費の項の内容の欄には、「軽食、飲料水等」等の記載例によること。うちその他の項の内容の欄には、「通信費」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- オ 「交付事業完了の予定日」については、要綱第3条各号に掲げる経費に係る事業について、財務規則等に基づく検収等の完了する予定日のうち最も遅い日を記入すること。





## 2. 地方公共団体への協力要請状況

協力要請先 (地方公共団体名)	
協力要請日	年 月 日
協力要請内容	

3. 隊員ごとの手当及び旅費の支給状況

		番号	1	2	3	4	5	
手当等		氏名						計
特殊勤務手当								
		小計						
時間外勤務手当	125/100	支給額						
	150/100	支給額						
	135/100	支給額						
	160/100	支給額						
	175/100	支給額						
	振替25/100	支給額						
	振替50/100	支給額						
		支給額						
		支給額						
	小計							
管理職特別勤務手当								
夜間勤務手当25/100	支給額							
休日勤務手当135/100	支給額							
手当計								
旅費	鉄道賃・航空賃等							
	日当							
	宿泊費							
	食卓料							
旅費計								
合計								
出動日数								

## 申請上の留意事項

- ア 1の「緊急消防援助隊出動状況表」については、緊急消防援助隊運用要綱に規定する活動報告内容と合致すること。
- イ 2は緊急消防援助隊の活動に協力するよう要請した相手先（地方公共団体）、協力要請日及び協力要請内容を記入すること。
- ウ 3の「隊員ごとの手当及び旅費の支給状況」では、隊員ごとに、手当、旅費の支給状況を記入すること。
- ・ 特殊勤務手当とは、NBC災害等特殊災害への対応に係る手当や緊急消防援助隊としての出動手当など、条例に基づき支給されたものをいう。
  - ・ 手当については、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間手当、休日勤務手当ごとに、それぞれ交付団体の条例に基づき支給された金額を記入すること。
  - ・ 時間外勤務手当については、緊急消防援助隊の活動（出動前の車両の点検等の準備を含む。）に係るものに限定し申請すること。
  - ・ 時間外勤務にあたる時間帯にて休憩（食事時間・仮眠時間など）を取っている場合は、その時間は申請から除くこと。
- エ 旅費については、鉄道賃・航空賃等、日当、宿泊費、食卓料ごとに、それぞれ、交付団体の条例に基づき支給された金額を記入すること。鉄道賃・航空賃等については、交替要員等が鉄道、航空機等を利用した場合の経費であり、車両等に同乗して出動する場合には、必要ないこと。宿泊費については、宿泊施設を交付団体が借り上げる場合には、必要ないこと。日当及び食卓料については、食糧費が別途支出されている場合には、それらと区別されるものであること。
- オ 出動日数については、隊員ごとに、旅費の積算の基礎となった日数を記入すること。

緊急消防援助隊の施設に係る修繕料、役務費及び代替施設の購入費

1 第3条第3号経費(修繕料及び役務費)

合計
----

添付文書 番号	施設	必要とする理由	積算		
			単価	数量	金額(税込)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

記載上の注意

- 1について、修繕料及び役務費(点検費、運搬費等)の対象となった「施設」の名称、「必要とする理由」、「金額」、「積算」について、それぞれ記入すること。
- 修繕料、代替施設の購入費は、地方公共団体が支給しなければならない場合の経費であり、隊員の故意又は重大な過失によるものについては、含まれないものであること。

緊急消防援助隊の施設に係る修繕料、役務費及び代替施設の購入費

2 第3条第4号経費(代替施設の購入費)

合計

添付文書 番号	滅失した施設	滅失した日時及び状況		滅失した施設の購入年月日及び購入金額		購入しようとする代替施設の見積額		
		滅失した日時	滅失した状況	滅失した施設の購入年月日	滅失した施設の購入金額	単価	数量	金額(税込)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

記載上の注意

- 2について、緊急消防援助隊の活動のために使用したことにより「滅失した施設」の名称、「滅失した日時及び状況」、「滅失した施設の購入年月日及び購入金額」、「購入しようとする代替施設の見積額」について、それぞれ記入すること。
- 修繕料、代替施設の購入費は、地方公共団体が支給しなければならない場合の経費であり、隊員の故意又は重大な過失によるものについては、含まれないものであること。



別記様式第4-2

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第6号経費 (消耗品費)		下表のとおり

記載上の注意

○ 消耗品の種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。

合計	0円
----	----

添付書類 番号	品名	単価	数量	金額 (税込)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				



別記様式第4-3

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第7号経費 (賃借料)		下表のとおり

記載上の注意

○ 賃借した施設の種類ごとに、賃借した施設、契約の相手方、積算について記入すること。

						合計	0円
添付書類 番号	区分	賃借した施設	契約相手	単価	数量	金額 (税込)	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

別記様式第4-4

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第8号経費 (その他の物件費)		下表のとおり

記載上の注意

○「食糧費」と「その他」に分けて、それぞれの種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。

合計					0円
添付書類 番号	区分	品名	単価	数量	金額 (税込)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

負担金交付調書（ 年度）

都道府県名 \_\_\_\_\_ (単位：円)

都道府県名	各種コード番号	地方公共団体名	負担金額										交付決定番号	交付決定年月日	変更内容 廃止理由	変更等承認年月日	確定額										確定番号	確定年月日	処分期 限期間
			第1号 手当	第2号 経費	第3号 印刷料、 収受費	第4号 代替施設の 購入費	第5号 燃料費	第6号 消耗品費	第7号 賃借料	第8号 その他物件費	合計	第1号 手当					第2号 経費	第3号 印刷料、 収受費	第4号 代替施設の 購入費	第5号 燃料費	第6号 消耗品費	第7号 賃借料	第8号 その他物件費	合計					

(注) 1 処分期間については、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第3条第4号の経費に係る代替施設を購入した場合に記入すること。  
 2 本調書は1部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業  
に係る事業内容の変更承認申請書

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度緊急  
消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業に係る事業の内容を変更したいので、緊急  
消防援助隊活動費負担金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請する。

- 1 交付事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする交付事業の内容（別紙）
- 3 変更しようとする交付事業完了の予定日  
変更後の完了予定日  
当初申請時の完了予定日
- 4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類（別記様式第 2～第 4 及び関連書類。別表「添付書類一覧表」参照。）を添付すること。）

問合わせ先

本件責任者役職・氏名：

本件担当者役職・氏名：

TEL：

Mail：

(別紙)

変更しようとする交付事業の内容

(単位:円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
	人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
	人分	
うち ア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
	人分	
イ(日当)	人分	
	人分	
ウ(宿泊費、食卓料)	人分	
	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		
第3条第4号経費(代替施設の購入費)		
第3条第5号経費(燃料費)		
第3条第6号経費(消耗品費)		
第3条第7号経費(賃借料)		
第3条第8号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		

## 記載上の注意

- ア 別紙(変更しようとする交付事業の内容)については、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。なお、合計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。
- イ 添付書類のうち、別記様式第2～第4に変更がある場合には、それぞれ、変更があった箇所及び合計欄について、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業

の  $\left[ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$  の承認申請書

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度緊急

消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業に係る事業を  $\left[ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$  したいので、緊急消防

援助隊活動費負担金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 交付事業を  $\left[ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$  しようとする理由

2  $\left[ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right]$  しようとする交付事業の内容

記載上の注意

第3条第3号の経費に係る修繕等又は同条第4号の経費に係る代替施設の購入を中止又は廃止しようとする場合に、本様式により申請することとし、その理由及び内容を記入すること。

問合わせ先

$\left[ \begin{array}{l} \text{本件責任者役職・氏名：} \\ \text{本件担当者役職・氏名：} \\ \text{TEL：} \\ \text{Mail：} \end{array} \right]$

番 号  
年 月 日

〔消防庁長官〕  
〔都道府県知事〕 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業  
の遅延報告について

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度緊急  
消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業について

〔事業が予定の期間内に完了し難くなった〕  
〔事業が年度内に完了し難くなった〕  
〔事業の遂行が困難になった〕  
ので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要  
綱第9条第5項の規定に基づき報告する。

1 〔 予定の期間まで 〕に完了しない理由（交付事業の遂行が困難となった場合を含む。）  
〔 年度内 〕

2 交付事業の施行の経過

3 交付事業の完了予定日  
変更後の完了予定日  
当初申請時の完了予定日

問合わせ先

〔 本件責任者役職・氏名：

本件担当者役職・氏名：

TEL：

Mail：

〕

番 号  
年 月 日

〔消防庁長官〕  
〔都道府県知事〕 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業  
実績報告書

年 月 日付け 第 号で申請し、年 月 日付け消  
防指第 号により交付決定された平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）  
交付事業につき、

〔完了〕  
〔廃止〕したので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第12条の規定に基  
〔会計年度が終了〕  
づき、次のとおり報告する。

- 1 交付事業の実績内容（別紙1及び2）
- 2 確定を受けようとする負担金の額 円
- 3 交付事業完了日
- 4 交付事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の交付事業の遂行に関する計画
- 5 添付書類

問合わせ先

〔本件責任者役職・氏名： 本件担当者役職・氏名：  
TEL：  
Mail：〕



## 別紙1

交付事業の実績(その1)

(単位:円)

費 目	金 額	変更の有無	摘要
第3条第1号経費(手当)			
うち ア(特殊勤務手当)			
イ(時間外勤務手当)			
ウ(管理職員特別勤務手当)			
エ(夜間勤務手当)			
オ(休日勤務手当)			
第3条第2号経費(旅費)			
うち ア(鉄道賃・航空賃等)			
イ(日当)			
ウ(宿泊費、食卓料)			
第3条第3号経費(修繕料、役務費)			
第3条第4号経費(代替施設の購入費)			
第3条第5号経費(燃料費)			
第3条第6号経費(消耗品費)			
第3条第7号経費(賃借料)			
第3条第8号経費(その他の物件費)			
うち 食糧費			
うち その他			
合 計			

## 別紙2

交付事業の実績(その2)

(単位:円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
	人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
	人分	
うち ア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
	人分	
イ(日当)	人分	
	人分	
ウ(宿泊費、食卓料)	人分	
	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		
第3条第4号経費(代替施設の購入費)		
第3条第5号経費(燃料費)		
第3条第6号経費(消耗品費)		
第3条第7号経費(賃借料)		
第3条第8号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		

## 申請上の留意事項

- ア 記載方法は、別記様式第1の別紙（交付事業の内容）の記載例によること。別紙1（交付事業の実績（その1））については、費目ごとの金額を記入の上、「変更の有無」欄には、要綱第9条第3項に規定する軽微な変更の有無を記入し、軽微な変更がある場合は、その理由を「摘要」欄に記入し、変更内容について、別紙2（交付事業の実績（その2））に記入すること。
- イ 別紙2（交付事業の実績（その2））の記載方法は、別記様式第6の別紙（変更しようとする交付事業の内容）の記載例によること。また、変更内容に係る別記様式第2～第4及び関連資料を添付すること。

殿

消防庁長官

都道府県知事

年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）  
確定通知書

年 月 日付け第 号により報告された 年度緊急消防援助隊  
活動費負担金（災害名）交付事業に係る負担金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化  
に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 円に確定したの  
で通知する。

問合わせ先

本件責任者役職・氏名：

本件担当者役職・氏名：

TEL：

Mail：

消防庁長官 殿

都道府県知事

年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）  
の確定について（報告）

標記負担金について、今回次のとおり負担金の額を確定しましたので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第 15 条に基づき報告します。

1 確定状況（第 回）

（単位：円）

交付決定額 ①	前回までの 確定額 ②	今回確定額 ③	確定総額 ② + ③	確定減額	残 額 ① - ② - ③

2 今回確定内訳

（単位：円）

団体名	交付決定額	確 定 額	確定減額
合計			

3 別添 実績報告検収調書（最終回のみ）

問合わせ先

本件責任者役職・氏名：

本件担当者役職・氏名：

TEL：

Mail：

実績報告検収調書（ 年度）

地 方  団体名	交 付  対 象  費 目	交付事業  終 了  年 月 日	添付書類															
			1号		2号		3号		4号				5号	6号	7号		8号	
			支出の 根拠と なる条 例、規 則の関 係箇所 の写	支出の 根拠と なる時 間外勤 務命令 簿等の 写	支出の 根拠と なる条 例、規 則の関 係箇所 の写	支出の 根拠と なる旅 行命令 簿の写	契約書  又は 請書の 写	納品書 の写	契約書 の写  ・  納品書 の写	検収調 書の写	自動車 検査証 等の写	施設と その配 置場所 を明示 する写 真	領収書 の写  又は それに 代わる 書類	領収書 の写  又は それに 代わる 書類	契約書 の写	領収書 の写	領収書 の写  又は それに 代わる 書類	

（記載上の注意）

- 1 地方公共団体名については、負担金交付調書の記載順に記入する。
- 2 交付対象費目は、負担金が交付される費目について、要綱第3条各号のいずれかの費目であるか記入すること。例えば、「1号、2号、3号、5号、6号、8号」等の記載例によること。
- 3 添付書類の欄は、交付事業に関する必要な書類が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

表 面

← 6.5cm →

↑

第 号  
年 月 日発行

官 職 氏 名  
年 月 日生

9  
cm  
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 23 条第 2 項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

総務大臣  
(都道府県知事)

↓  
問合せ先  
( 本件責任者役職・氏名： 本件担当者役職・氏名：  
TEL：  
Mail： )

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
(昭和 30 年法律第 179 号) 抜すい

第 23 条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため  
必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は  
当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若し  
くは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるとき  
は、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し  
てはならない。

( 第 26 条 (略)  
2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務  
の一部を都道府県が行うこととすることができる。 )

( ) 内は都道府県知事が発行する場合

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」新旧対照表

(赤字傍線部分)は変更部分)

新	旧
<p>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号            改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号            改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号            改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号            改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号            改正 <u>令和 3 年 3 月 22 日 消防広第 89 号</u></p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則            第 2 章 応援等の要請            第 3 章 出動の求め又は指示等            第 4 章 受援体制            第 5 章 部隊移動及び増隊要請            第 6 章 応援等の引揚げの決定            第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準            第 8 章 防災関係機関との連携            第 9 章 応援等実施計画及び受援計画            第 10 章 応援に要した経費の負担区分            第 11 章 その他</p>	<p>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号            改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号            改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号            改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号            改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号            (新設)</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則            第 2 章 応援等の要請            第 3 章 出動の求め又は指示等            第 4 章 受援体制            第 5 章 部隊移動及び増隊要請            第 6 章 応援等の引揚げの決定            第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準            第 8 章 防災関係機関との連携            第 9 章 応援等実施計画及び受援計画            第 10 章 応援に要した経費の負担区分            第 11 章 その他</p>



## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた

<p>被災地の属する都道府県をいう。</p> <p>(8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。</p> <p>(9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。</p> <p>(10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。</p> <p>(11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。</p> <p>(12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。</p> <p>(13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。</p> <p>(14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。</p> <p>(15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。</p> <p>(16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。</p> <p>(17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。</p> <p>(18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存</p>	<p>被災地の属する都道府県をいう。</p> <p>(8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。</p> <p>(9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。</p> <p>(10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。</p> <p>(11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。</p> <p>(12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。</p> <p>(13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。</p> <p>(14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。</p> <p>(15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。</p> <p>(16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。</p> <p>(17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。</p> <p>(18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存</p>
--	--

<p>する都道府県をいう。</p> <p>(19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。</p> <p>(20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。</p> <p>(21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。</p>	<p>する都道府県をいう。</p> <p>(19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。</p> <p>(20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。</p> <p>(21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。</p>
<p><b>第 2 章 応援等の要請</b></p> <p>（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）</p> <p>第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。</p> <p>2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。</p>	<p><b>第 2 章 応援等の要請</b></p> <p>（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）</p> <p>第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。</p> <p>2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。</p>

<p>3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。</p> <p>（1）災害の概況</p> <p>（2）出動を希望する区域及び活動内容</p> <p>（3）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項</p> <p>4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。</p> <p>5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。</p> <p>（応援等の要請のための市町村長の連絡）</p> <p>第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる</p>	<p>3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。</p> <p>（1）災害の概況</p> <p>（2）出動を希望する区域及び活動内容</p> <p>（3）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項</p> <p>4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。</p> <p>5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。</p> <p>（応援等の要請のための市町村長等の連絡）</p> <p>第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる</p>
---	--

事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

### 第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。

事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

### 第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。

<p>この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p>3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。</p> <p>4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p>5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p>6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、<u>第2項及び</u>第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び<u>当該都道府県に属する</u>登録市町村の消防本部に対して、<u>書面等により</u>出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（<u>別記様式2-3</u>）。</p> <p>（長官による出動の求め、指示等）</p> <p>第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消</p>	<p>この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p>3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。</p> <p>4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p>5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p>6 消防庁は、<u>別表A-1及び別表A-2に定める災害発生後</u>、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第3項の規定に基づき出動準備を行っている<u>登録</u>都道府県及び登録市町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする。</p> <p>（長官による出動の求め、指示等）</p> <p>第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消</p>
---	---

<p>防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第 44 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 3-1）。</p> <p>2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第 14 条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。</p> <p>3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。</p> <p>4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第 11 条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。</p> <p>5 長官は、第 1 項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第 4 章 1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示による</p>	<p>防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第 44 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 3-1）</p> <p>2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第 14 条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。</p> <p>3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。</p> <p>4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第 11 条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。</p> <p>5 長官は、第 1 項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第 4 章 1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示による</p>
---	--

<p>ものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する<u>受援市町村の長</u>並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。</p> <p>（応援等決定通知）</p> <p>第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する<u>受援市町村の長</u>に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。</p> <p>（都道府県知事による出動の求め又は指示）</p> <p>第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。</p> <p>（緊急消防援助隊の出動）</p> <p>第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。</p> <p>2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p>3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内に</p>	<p>ものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する<u>被災地の市町村長</u>並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。</p> <p>（応援等決定通知）</p> <p>第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する<u>被災地の市町村長</u>に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。</p> <p>（都道府県知事による出動の求め又は指示）</p> <p>第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。</p> <p>（緊急消防援助隊の出動）</p> <p>第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。</p> <p>2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p>3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内に</p>
--	--



<p>おける被災地消防本部に対して通知（消防本部にあつては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。</p> <p>（指揮支援部隊の基本的な出動計画）</p> <p>第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。</p> <p>（2）指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。</p> <p>（3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。</p>	<p>おける被災地消防本部に対して通知（消防本部にあつては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。</p> <p>（指揮支援部隊の基本的な出動計画）</p> <p>第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。</p> <p>（2）指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。</p> <p>（3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。</p>
<p>（航空小隊の基本的な出動計画）</p> <p>第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。</p> <p>（1）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。</p> <p>（2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。</p> <p>2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指</p>	<p>（航空小隊の基本的な出動計画）</p> <p>第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。</p> <p>（1）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。</p> <p>（2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。</p> <p>2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指</p>

<p>揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。</p> <p>(2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。</p> <p>(3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。</p> <p>(4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。</p> <p>3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。</p> <p>(1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信</p> <p>(2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送</p> <p>（航空小隊の出動に関する留意事項）</p> <p>第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。</p> <p>2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。</p> <p>3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。</p> <p>4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。</p> <p>5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。</p>	<p>揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。</p> <p>(2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。</p> <p>(3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。</p> <p>(4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。</p> <p>3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。</p> <p>(1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信</p> <p>(2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送</p> <p>（航空小隊の出動に関する留意事項）</p> <p>第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。</p> <p>2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。</p> <p>3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。</p> <p>4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。</p> <p>5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。</p>
--	--

<p>6 各地域ブロックに、原則として、残留する<u>運航可能な</u>航空隊を1隊以上確保するものとする。</p> <p>7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。</p> <p>8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。</p> <p>(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)</p> <p>第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。</p>	<p>6 各地域ブロックに、原則として、残留する航空<u>小</u>隊を1隊以上確保するものとする。</p> <p>7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。</p> <p>8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。</p> <p>(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)</p> <p>第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。</p>
<p><b>第4章 受援体制</b></p>	<p><b>第4章 受援体制</b></p>
<p>(消防応援活動調整本部の設置)</p> <p>第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。</p> <p>なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。</p> <p>2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。)に近接した場所に設置するものとする。</p> <p>3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な</p>	<p>(消防応援活動調整本部の設置)</p> <p>第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。</p> <p>なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。</p> <p>2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。)に近接した場所に設置するものとする。</p> <p>3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な</p>

<p>連携を図ることができる場所に設置するものとする。</p> <p>4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、<a href="#">第40条</a>に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。</p> <p>(1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員</p> <p>(2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行</p> <p>(3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員</p> <p>(4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出勤した指揮支援部隊長</p> <p>5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。</p> <p>(2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。</p> <p>(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。</p> <p>(6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。</p>	<p>連携を図ることができる場所に設置するものとする。</p> <p>4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、<a href="#">第39条</a>に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。</p> <p>(1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員</p> <p>(2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行</p> <p>(3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員</p> <p>(4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出勤した指揮支援部隊長</p> <p>5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。</p> <p>(2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。</p> <p>(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。</p> <p>(6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。</p>
---	---

<p>(8) その他必要な事項に関すること。</p> <p>6 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。</p> <p>7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。</p> <p>8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。</p> <p>9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p>	<p>(8) その他必要な事項に関すること。</p> <p>6 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。</p> <p>7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。</p> <p>8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。</p> <p>9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p>
<p>(消防庁職員の現地派遣)</p>	<p>(消防庁職員の現地派遣)</p>
<p>第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。</p> <p>2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。</p> <p>3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。</p> <p>4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。</p> <p>(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。</p>	<p>第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。</p> <p>2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。</p> <p>3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。</p> <p>4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。</p> <p>(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。</p>

<p>(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 報道機関への対応に関すること。</p> <p>(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。</p> <p>(航空運用調整班の設置)</p> <p>第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。</p> <p>(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)</p> <p>第 17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。</p> <p>(1) 進出拠点</p> <p>消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。</p> <p>(2) 宿営場所</p> <p>消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。</p> <p>(情報共有等)</p> <p>第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、</p>	<p>(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 報道機関への対応に関すること。</p> <p>(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。</p> <p>(航空運用調整班の設置)</p> <p>第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。</p> <p>(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)</p> <p>第 17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。</p> <p>(1) 進出拠点</p> <p>消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。</p> <p>(2) 宿営場所</p> <p>消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。</p> <p>(情報共有等)</p> <p>第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、</p>
--	--

ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

## 第5章 部隊移動及び増隊要請

（部隊移動の基本）

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

- 2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

## 第5章 部隊移動及び増隊要請

（部隊移動の基本）

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

- 2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、水上小隊、航空小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする(別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-5)。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする(別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-5)。



(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第 21 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式 6-6）。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式 6-7）。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式 6-8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式 6-9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第 21 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式 6-6）。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式 6-7）。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式 6-8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式 6-9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

<p>(受援都道府県の知事による増隊要請)</p> <p>第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。</p> <p><u>(受援市町村の長による増隊要請のための連絡)</u></p> <p><u>第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1－2）。</u></p> <p><b>第6章 応援等の引揚げの決定</b></p> <p>(活動終了に関する市町村長の連絡)</p> <p><u>第24条 受援市町村の長</u>は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。</p> <p>(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)</p> <p><u>第25条</u> 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、<u>受援市町村の長</u>及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－1）。</p>	<p>(受援都道府県の知事による増隊要請)</p> <p>第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>第6章 応援等の引揚げの決定</b></p> <p>(活動終了に関する市町村長の連絡)</p> <p><u>第23条 被災地の市町村長</u>は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。</p> <p>(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)</p> <p><u>第24条</u> 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、<u>被災地の市町村長</u>及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－1）。</p>
---	---

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

**第 26 条** 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- (1) 活動概要 (場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

**第 25 条** 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- (1) 活動概要 (場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

<p>6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。</p> <p>(1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）</p> <p>(2) 活動中の異常の有無</p> <p>(3) 隊員の負傷の有無</p> <p>(4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。</p> <p>8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。</p> <p>(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)</p> <p><b>第27条 第25条</b>の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。</p> <p>(帰署（所）報告)</p> <p><b>第28条</b> 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速</p>	<p>6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。</p> <p>(1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）</p> <p>(2) 活動中の異常の有無</p> <p>(3) 隊員の負傷の有無</p> <p>(4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。</p> <p>8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。</p> <p>(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)</p> <p><b>第26条 第24条</b>の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。</p> <p>(帰署（所）報告)</p> <p><b>第27条</b> 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速</p>
---	---

<p>やかにその旨を報告するものとする。</p> <p>2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p> <p>（活動結果報告）</p> <p><b>第 29 条</b> 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式 5）を作成し、消防庁及び応援都道府県に対して、報告するものとする。</p> <p><b>第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準</b></p> <p>（迅速出動の適用条件）</p> <p><b>第 30 条</b> 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱（政令市等は 5 強）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。</p> <p>(1) 基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合</p> <p>(2) 発生した地震の震央が海域の場合</p> <p>（迅速出動に係る措置要求等の内容）</p> <p><b>第 31 条</b> 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A-1 及び別表 A-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、<b>第 34 条</b>に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合</p>	<p>やかにその旨を報告するものとする。</p> <p>2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p> <p>（活動結果報告）</p> <p><b>第 28 条</b> 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式 5-1、5-2）を作成し、消防庁及び応援都道府県に対して、報告するものとする。</p> <p><b>第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準</b></p> <p>（迅速出動の適用条件）</p> <p><b>第 29 条</b> 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱（政令市等は 5 強）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。</p> <p>(1) 基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合</p> <p>(2) 発生した地震の震央が海域の場合</p> <p>（迅速出動に係る措置要求等の内容）</p> <p><b>第 30 条</b> 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 E-1 及び別表 E-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、<b>第 33 条</b>に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合</p>
---	---

<p>において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。</p> <p>3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表A-1及び別表A-2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式3-1又は3-4）を送付するものとする。</p> <p>4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。</p> <p>（迅速出動に係る応援等決定通知）</p> <p><b>第32条</b> 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式3-2）。</p> <p>（迅速出動の中止）</p> <p><b>第33条</b> 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。</p> <p>（迅速出動適用時の出動先）</p> <p><b>第34条</b> 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指揮支援部隊</p>	<p>において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。</p> <p>3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表E-1及び別表E-2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式3-1又は3-4）を送付するものとする。</p> <p>4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。</p> <p>（迅速出動に係る応援等決定通知）</p> <p><b>第31条</b> 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式3-2）。</p> <p>（迅速出動の中止）</p> <p><b>第32条</b> 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。</p> <p>（迅速出動適用時の出動先）</p> <p><b>第33条</b> 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指揮支援部隊</p>
---	---

<p>ア 統括指揮支援隊 震央管轄都道府県の都道府県庁舎</p> <p>イ 指揮支援隊 消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあつては、町村役場。以下同じ。）</p> <p>(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊 震央管轄消防本部の庁舎</p> <p>(3) 航空小隊 震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等</p> <p>(迅速出動適用時の出動先の変更等)</p> <p><b>第 35 条</b> 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。</p> <p>2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。</p> <p>(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)</p> <p><b>第 36 条</b> 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。</p> <p>2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。</p>	<p>ア 統括指揮支援隊 震央管轄都道府県の都道府県庁舎</p> <p>イ 指揮支援隊 消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあつては、町村役場。以下同じ。）</p> <p>(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊 震央管轄消防本部の庁舎</p> <p>(3) 航空小隊 震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等</p> <p>(迅速出動適用時の出動先の変更等)</p> <p><b>第 34 条</b> 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。</p> <p>2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。</p> <p>(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)</p> <p><b>第 35 条</b> 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。</p> <p>2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。</p>
--	--

## 第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

**第37条** 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

**第38条** 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

## 第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

**第39条** 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

(2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

## 第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

**第36条** 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

**第37条** 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

## 第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

**第38条** 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

(2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。



<p>(4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。</p> <p>(5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。</p> <p>(6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。</p> <p>(7) 情報連絡体制に関すること。</p> <p>(8) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。</p> <p>(受援計画)</p> <p><b>第40条</b> 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。</p> <p>2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。</p> <p>(4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。</p> <p>(5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。</p>	<p>(4) NBC災害即部隊の編成及び出動体制に関すること。</p> <p>(5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。</p> <p>(6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。</p> <p>(7) 情報連絡体制に関すること。</p> <p>(8) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。</p> <p>(受援計画)</p> <p><b>第39条</b> 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。</p> <p>2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。</p> <p>(4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。</p> <p>(5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。</p>
---	--

<p>(6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。</p> <p>(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。</p> <p>(8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。</p> <p>(9) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。</p> <p>5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。</p> <p>(都道府県知事の事務の委任等)</p> <p><b>第41条</b> 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。</p> <p><b>第10章 応援に要した経費の負担</b></p> <p>(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)</p> <p><b>第42条</b> 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当</p>	<p>(6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。</p> <p>(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。</p> <p>(8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。</p> <p>(9) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。</p> <p>5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。</p> <p>(都道府県知事の事務の委任等)</p> <p><b>第40条</b> 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。</p> <p><b>第10章 応援に要した経費の負担</b></p> <p>(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)</p> <p><b>第41条</b> 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当</p>
---	---

<p>該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 受援市町村において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費</p> <p>(2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費</p> <p>2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。</p> <p>（長官の指示により出動した場合における応援経費の負担）</p> <p><b>第 43 条</b> 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 消防庁において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費</p> <p>(2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費</p> <p>2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。</p> <p><b>第 11 章 その他</b></p> <p>（都道府県の訓練）</p>	<p>該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 受援市町村において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費</p> <p>(2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費</p> <p>2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。</p> <p>（長官の指示により出動した場合における応援経費の負担）</p> <p><b>第 42 条</b> 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 消防庁において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費</p> <p>(2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費</p> <p>2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。</p> <p><b>第 11 章 その他</b></p> <p>（都道府県の訓練）</p>
---	---

**第 44 条** 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

**第 45 条** 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

**第 46 条** この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号)

**第 43 条** 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

**第 44 条** 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

**第 45 条** この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(新設)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表A-1 (震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動) (第5条及び第31条関係)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊		出動準備都道府県大隊		第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
			統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
	別表目により対応する指定順位第1位の隊	別表目により対応する全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県	基本計画別表第3により対応する都道府県	基本計画別表第2により対応する都道府県	基本計画別表第3により対応する都道府県	別表目により対応する全隊	別表目により対応する全隊
I	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
最大震度7の地震の震央管轄都道府県 <sub>1</sub> に対する措置	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>
II	震央が海域	出動準備	出動準備					出動準備
最大震度6強(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震の震央管轄都道府県 <sub>1</sub> に対する措置	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>	出動準備
III-A	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備
最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震の震央管轄都道府県 <sub>1</sub> に対する措置	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>			出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>	
III-E	大津波警報が発表された都道府県に対する措置	出動準備		出動準備				出動準備
IV	噴火警報(居住区域)が発表された都道府県に対する措置	出動準備		出動準備			出動準備 (居住区域又は噴火警報が発表された都道府県に属する都道府県大隊及び機動部隊の隊に属する。)	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。  
 ※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-2 (複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動) (第5条及び第31条関係)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊		出動準備都道府県大隊		第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
			統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
	別表目により対応する指定順位第1位の隊	別表目により対応する全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県	基本計画別表第3により対応する都道府県	基本計画別表第2により対応する都道府県	基本計画別表第3により対応する都道府県	別表目により対応する全隊	別表目により対応する全隊
I	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
最大震度7の地震の震央管轄都道府県 <sub>1</sub> に対する措置	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>
II	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
最大震度6強(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震の震央管轄都道府県 <sub>1</sub> に対する措置	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>	出動準備
III-A	震央が海域	出動準備	出動準備		出動準備		出動準備	出動準備
最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震の震央管轄都道府県 <sub>1</sub> に対する措置	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 <sub>※2</sub>	
III-E	大津波警報が発表された都道府県に対する措置	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。  
 ※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-1 (出動準備を行う緊急消防援助隊)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
II	・最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
III-A	・最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊
III-E	・大津波警報が発表された都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)	・大津波警報が発表された都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊
IV	・噴火警報(居住区域)が発表された場合	・噴火警報(居住区域)が発表された都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)		・噴火警報(居住区域)が発表された都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な情報収集航空小隊

※ 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、除く。

別表A-2 (複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震が発生した場合において出動準備を行う緊急消防援助隊)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊
II	・最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
III-A	・最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊
III-E	・大津波警報が発表された都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・大津波警報が発表された都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・大津波警報が発表された都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊

※ 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、除く。



別表C(第一次出動航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊輸送航空小隊	情報収集航空小隊	救助・救急・輸送航空小隊等								
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	埼玉県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	埼玉県	東京都	川崎市	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	静岡県
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	東京都	長野県	静岡県	静岡県	名古屋
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	東京都	横浜市	長野県	
富山県	名古屋	埼玉県	新潟県	東京都	石川県	福井県	山梨県	長野県	山梨県	京都市	
石川県	名古屋	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	浜松市	愛知県	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	愛知県	名古屋	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋	
岐阜県	名古屋	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	千葉県	東京都	川崎市	長野県	岐阜県	愛知県	名古屋	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	三重県
三重県	名古屋	愛知県	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		滋賀県	兵庫県	愛知県	名古屋	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	鳥根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
鳥根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	鳥根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島市	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	山口県	鳥取県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京、東京消防庁を示す。

※ 消防庁へりを使用している航空隊：宮城県、東京都、埼玉県、東京都、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表C(第一次出動航空小隊)

災害発生都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊輸送航空小隊	情報収集航空小隊	救助・救急・輸送航空小隊等								
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	埼玉県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	埼玉県	東京都	川崎市	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	静岡県
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	東京都	長野県	静岡県	静岡県	名古屋
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	東京都	横浜市	長野県	
富山県	名古屋	埼玉県	新潟県	東京都	石川県	福井県	山梨県	長野県	山梨県	京都市	
石川県	名古屋	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	浜松市	愛知県	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	愛知県	名古屋	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋	
岐阜県	名古屋	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	千葉県	東京都	川崎市	長野県	岐阜県	愛知県	名古屋	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	三重県
三重県	名古屋	愛知県	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県
大阪府		滋賀県	兵庫県	愛知県	名古屋	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	鳥根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
鳥根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	鳥根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島市	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	山口県	鳥取県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京、東京消防庁を示す。

※ 消防庁へりを使用している航空隊：宮城県、東京都、埼玉県、東京都、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。





(削除)

別表 E-1 (迅速出動に係る措置要求等の内容)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7の地震が発生した場合 ※1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援部隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援部隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・別表A-1において出動準備をしている隊の中から必要な隊
II	・最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震が発生した場合 ※1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援部隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・別表A-1において出動準備をしている隊の中から必要な隊
III	・最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震が発生した場合 ※1	・別表A-1において出動準備をしている隊の中から必要な隊		

※1 基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合及び発生した地震の震央が海域の場合は、除く。

(削除)

別表 E-2

(複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震が発生した場合における迅速出動に係る措置要求等の内容)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7の地震が発生した場合 ※1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援部隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援部隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・別表A-2において出動準備をしている隊の中から必要な隊
II	・最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震が発生した場合 ※1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援部隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援部隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・別表A-2において出動準備をしている隊の中から必要な隊
III	・最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震が発生した場合 ※1	・別表A-2において出動準備をしている隊の中から必要な隊		

※1 基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合及び発生した地震の震央が海域の場合は、除く。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

## 緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●  
 送信時間 応援等の要請 増隊要請 (第 報)  
 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、○○年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	○○ 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援隊	
航空部隊	
航空小隊	
航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

## 緊急消防援助隊の応援等要請

第 報  
 ○○ 年 月 日 時 分

(消防庁長官) 殿

(都道府県知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、○○年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	○○ 年 月 日 時 分
出動を希望する区域・活動内容	
災害の状況	原子力施設等 被害
	石油コンビナート等 被害

・必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊				
指揮隊	後方支援小隊	特殊	遠距離大量送水小隊	
消火小隊	通信支援小隊	災害	消防活動二輪小隊	
救助小隊	毒劇物等対応小隊	小隊	震災対応特殊車両小隊	
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊		水難救助小隊	
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊		その他( )	

その他参考となるべき事項(必要資機材等)

・必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮支援部隊	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
指揮支援部隊	指揮支援隊	NBC災害即応部隊
航空指揮支援隊	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊
航空部隊	航空小隊	
航空後方支援小隊	航空後方支援小隊	

その他参考となるべき事項(必要資機材等)

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

## 応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第 報)
〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇	年	月	日	時	分	
災害発生場所	都道府県						市区町村
応援等要請日時	〇〇	年	月	日	時	分	
災害の状況							
活動を要望する地域							
要望する活動							

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊 統括指揮支援隊	
指揮支援部隊 指揮支援隊	
指揮支援部隊 航空指揮支援隊	
航空部隊 航空小隊	
航空部隊 航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

<連絡責任者>

担当課室	氏名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

## 応援等要請のための連絡事項

第	報
〇〇	年 月 日 時 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇	年	月	日	時	分	
災害発生場所	都道府県						市区町村
応援等要請日時	〇〇	年	月	日	時	分	
出動を希望する区域・活動内容							
災害の状況	原子力施設等		被害				
	石油コンビナート等		被害				

・必要な応援都道府県大隊 ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊		
指揮隊	後方支援小隊	特殊装備小隊 遠距離大量送水小隊
消火小隊	通信支援小隊	特殊装備小隊 消防活動二輪小隊
救助小隊	毒劇物等対応小隊	特殊装備小隊 震災対応特殊車両小隊
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊	特殊装備小隊 水難救助小隊
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊	特殊装備小隊 その他( )
その他参考となるべき事項(必要資機材等)		

・必要な応援部隊 ※必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮支援部隊	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
指揮支援部隊	指揮支援隊	NBC災害即応部隊
航空支援部隊	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊
航空部隊	航空小隊	
航空部隊	航空後方支援小隊	
その他参考となるべき事項(必要資機材等)		

<連絡責任者>

担当課室	氏名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

別記様式2-1

(第5条関係)

## 出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 ○○年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長  
消 防 長 } 殿

送付先: 

--	--	--	--	--	--	--

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。  
また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	○○	年	月	日	時	分	頃	
災害発生場所	都道 府県							市区 町村
災害名								
依頼日時 <small>(出動可能隊数報告、出動準備)</small>	○○	年	月	日	時	分		
災害の状況								
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等			石油コンビナート等				

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 <small>※いずれかに●</small>	出動可能な全隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
編成に係る連絡事項		
	【隊の指定情報】	

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊※1	
航空部隊	航空小隊※1	
	航空後方支援小隊※1	
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式2-1

## 出動可能隊数報告及び出動準備依頼

○○年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長  
消 防 長 } 殿

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。  
また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	○○	年	月	日	時	分	頃	
災害発生場所	都道 府県							市区 町村
災害名								
災害の状況	原子力施設等		被害					
	石油コンビナート等		被害					

・都道府県大隊(統合機動部隊含む) ※出動準備を依頼する隊(○の付いた隊)

出動可能な全隊				特 殊 装 備 小 隊
指揮隊	後方支援小隊		遠距離大量送水小隊	
消火小隊	通信支援小隊		消防活動二輪小隊	
救助小隊	毒劇物等対応小隊		震災対応特殊車両小隊	
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊		水難救助小隊	
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊		その他( )	
連絡事項(必要資機材等)				

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(○の付いた隊)

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分  
 出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿  
 代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時	分
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	時	分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ( )内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種類	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	( )	( )	( )	( )	
消火小隊	( )	( )	( )	( )	
救助小隊	( )	( )	( )	( )	水陸両用バギー: 台
救急小隊	( )	( )	( )	( )	
後方支援小隊	( )	( )	( )	( )	
通信支援小隊	( )	( )	( )	( )	
特殊災害小隊					
震災対応特殊車両小隊	( )	( )	( )	( )	重機: 台
その他の特殊装備小隊	( )	( )	( )	( )	中型水陸両用車: 台
	( )	( )	( )	( )	
【出動体制、その他特殊な装備品の情報】					
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台					
合計	( )	( )	( )	( )	

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式2-2

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊用)

可能隊数報告	○○	年	月	日	時	分
出動隊数報告	○○	年	月	日	時	分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿  
 代表消防機関消防長

都道府県消防防災主管部長 又は 消防長

次のとおり隊数及び人数を報告します。

応援先(都道府県名)	
災害名	

都道府県大隊

- ・( )内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること。
- ・重複登録している隊は、災害状況等を勘案し、任務に応じた隊で計上すること。
- ・別記様式2-2(部隊用)で計上する隊を除いたものを記載すること。

隊の種類	可能隊数	人数	出動隊数	人数	備考
指揮隊	( )	( )	( )	( )	
消火小隊	( )	( )	( )	( )	
救助小隊	( )	( )	( )	( )	
救急小隊	( )	( )	( )	( )	
後方支援小隊	( )	( )	( )	( )	
通信支援小隊	( )	( )	( )	( )	
水上小隊					
特殊災害小隊					
毒劇物等対応小隊					
大規模危険物火災等対応小隊					
密閉空間火災等対応小隊					
特殊装備小隊					
遠距離大量送水小隊					
震災対応特殊車両小隊					
水難救助小隊					
消防活動二輪小隊					
その他( )					
合計	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 0

最も早く出動可能な隊	出動予定時間	時	分
	出動時間	時	分

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長  
消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿  
(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

隊の種類	可能隊数	人数	最も早く出動できる時間※2		出動隊数	人数	出動時間※2	備考(内訳)
			出動可能	出動完了				
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		:	頃			:	
	指揮支援隊		:	頃			:	
	航空指揮支援隊※1		:	頃			:	<航空隊名、同時出動可否>
航空部隊	航空後方支援小隊※1		:	頃			:	
	航空小隊※1		:	頃			:	<機体愛称>
土砂・風水害機動支援部隊	指揮隊							
	救助小隊							水陸両用バギー: 台
	特殊装備小隊							重機: 台
	特殊装備小隊							中型水陸両用車: 台
	後方支援小隊							

【その他特殊な装備品の情報】

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台

合計								
指揮隊								
合計								

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること  
航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること  
※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

可能隊数報告	○○	年	月	日	時	分
出動隊数報告	○○	年	月	日	時	分

都道府県消防防災主管部長  
消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿  
都道府県消防防災主管部長 又は 消防長

次のとおり隊数及び人数を報告します。

応援先(都道府県名)	
災害名	

### 部隊

・指揮支援部隊の各隊、航空部隊の各隊、部隊(指揮支援部隊及び航空部隊を除く)の指揮隊については、備考欄に消防本部名又は航空隊名を記載すること。  
・統合機動部隊については、都道府県大隊用に記載すること。

隊の種類	可能隊数	人数	出動隊数	人数	備考
指揮支援部隊	統括指揮支援隊				
	指揮支援隊				
	航空指揮支援隊				
航空部隊	航空小隊				
	航空後方支援小隊				
指揮隊					
合計	0	0	0	0	
指揮隊					
合計	0	0	0	0	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 出動準備の解除連絡

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿  
消 防 長

送付先: 

--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	○○ 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【都道府県大隊】
	【航空小隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036



# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先: 

--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分頃					
災害発生場所	都道府県			市区町村		
災害名						
災害の状況						
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等		石油コンビナート等			
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)			
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )			非適用		
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分					

### ・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

### ・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項、応援先等	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊	応援先	進出拠点
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊		応援先	進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分頃					
災害発生場所						
災害名						
災害の状況	原子力施設等		被害			
	石油コンビナート等		被害			
出動区分	求め・指示(消防組織法第44条第 項)					
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )・非適用					
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分					

### ・都道府県大隊(統合機動部隊含む) ※出動を求め又は指示する隊(○又は数字の付いた隊)

( )内は、統合機動部隊として出動の求め又は指示をする隊について記載。

出動可能な全隊						
指揮隊	( )	後方支援小隊	( )	特殊 装備 小隊	遠距離大量送水小隊	
消火小隊	( )	通信支援小隊	( )		消防活動二輪小隊	
救助小隊	( )	毒劇物等対応小隊			震災対応特殊車両小隊	
救急小隊	( )	大規模危険物火災対応小隊			水難救助小隊	
水上小隊		密閉空間火災等対応小隊			その他( )	
連絡事項(必要資機材等)						応援先 市区町村
						進出拠点

### ・部隊 ※出動を求め又は指示する隊(○又は数字の付いた隊)

指揮支援部隊	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
	指揮支援隊	NBC災害即応部隊
	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊
航空部隊	航空小隊	応援先 市区町村
	航空後方支援小隊	進出拠点
連絡事項(必要資機材等)		

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 } 殿  
 受援市町村の長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災害名			
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
迅速出動	適用 ( A - 区分 )		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり		
連絡事項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

## [受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の応援等決定通知

○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
 市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災害名			
出動区分	求め・指示(消防組織法第44条第 項)		
迅速出動	適用 ( - 区分 )		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり		
連絡事項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

## [受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長  
被災地消防本部長 } 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用 ( A - 区分 )		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の出動隊数通知

○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長  
消防長 } 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め・指示 (消防組織法第44条第 項)		
迅 速 出 動	適用 ( - 区分 )		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-4

(第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先: 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	<b>求め</b>		<b>指示</b>
	<b>別表 A - 1 区分</b>		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出動先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
<b>I</b> 最大震度7	<b>迅速出動</b>		<b>迅速出動</b>	/	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	
<b>II</b> 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	<b>迅速出動</b>		<b>迅速出動</b> (統合機動部隊のみが対象)	/	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	
<b>III-A</b> 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動(統合機動部隊のみが対象)【出動する隊】	/	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式3-4

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第29条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	<b>求め ・ 指示</b>		
	<b>別表 E - 1 区分 I ・ 区分 II</b>		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出動先	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第33条に定めるとおり		

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊
<b>I</b> 最大震度7	<ul style="list-style-type: none"> <li>震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)</li> <li>震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊</li> </ul> (ヘリコプターによる出動を原則とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊</li> </ul>
<b>II</b> 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	<ul style="list-style-type: none"> <li>震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)</li> </ul> (ヘリコプターによる出動を原則とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊</li> </ul>

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先: 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め	指示	
	別表 A - 2	区分	
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動	迅速出動	迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
II 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	迅速出動	迅速出動	(統合機動部隊のみが対象)			
III-A 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第29条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め ・ 指示		
	別表 E - 2 区分 I ・ 区分 II		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第33条に定めるとおり		

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊
I 最大震度7	<ul style="list-style-type: none"> <li>震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)</li> <li>震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊</li> </ul> (ヘリコプターによる出動を原則とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊</li> <li>震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県大隊のうち出動可能な全隊</li> </ul>
II 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	<ul style="list-style-type: none"> <li>震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)</li> <li>震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊</li> </ul> (ヘリコプターによる出動を原則とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊</li> <li>震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊</li> </ul>

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班	
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官  
 受援市町村の長  
 指揮支援部隊長 } 殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引揚げ決定した隊	
連絡事項	

&lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官  
 市町村長  
 指揮支援部隊長 } 殿

都道府県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	○○ 年 月 日 時 分
引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引揚げ決定した隊	
連絡事項	

&lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式4-2

(第27条関係)

## 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿  
 応援市町村の長 }

送付先: 

--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引揚げ決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式4-2

## 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
 市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	○○ 年 月 日 時 分
引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引揚げ決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

## 1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
	月日 時分	月日 時分	月日 時分
出動日時※1			
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

## 2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
	月日 時分	月日 時分	月日 時分
出動日時			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

## 緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

## 1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
	月日 時分	月日 時分	月日 時分
出動日時			
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

## 2 航空部隊出動状況

航空隊名			
	月日 時分	月日 時分	月日 時分
出動日時			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			



## 別記様式5

(第29条関係)

## 3 救助活動状況【陸上】

	救出日時				救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

## 4 救助活動状況【航空】

	救出日時				救出場所※4	救助人数	備考
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

## 5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

## 6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

## 7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

## 8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

## 別記様式5-1

## 3 救助活動状況【陸上】

	救出日時				救出場所	救助人数	備考(合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※救出場所は住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※備考には、県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

## 4 救助活動状況【航空】

	救出日時				救出場所	救助人数	備考
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※救出場所は住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

## 5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

## 6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

## 7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照

## 8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照



## 部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿  
 緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------

部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 部隊移動に関する意見(照会)

○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
 市町村長 }

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現在の出動先	都道府県	市区町村
部隊移動先	都道府県	市区町村

**・部隊移動を求め又は指示する都道府県大隊**

・都道府県大隊名

---

・連絡事項

**・部隊移動を求め又は指示する部隊**

・部隊名

---

・連絡事項

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- 了承します。
- その他

部隊移動に関する意見

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 部隊移動に関する意見(回答)

○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- 了承します。
- その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿  
 応援市町村の長 }

送付先: 

--	--	--	--	--

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	<b>求め</b>	<b>指示</b>	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		

## ・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
※いずれかに●	【隊の指定情報】	
連絡事項		

## ・部隊 ※対象となる隊に●

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------

部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
 市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	<b>求め・指示 (消防組織法第44条第 項)</b>		
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
現在の出動先	都道府県	市区町村	
部隊移動先	都道府県	市区町村	

## ・部隊移動を求め又は指示する都道府県大隊

全 隊	※部隊移動を求め又は指示する隊に○を付ける。		
指揮隊	後方支援小隊	特殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊
消火小隊	通信支援小隊		消防活動二輪小隊
救助小隊	毒劇物等対応小隊		震災対応特殊車両小隊
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊		水難救助小隊
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊		その他( )
連絡事項			

## ・部隊移動を求め又は指示する部隊 ※部隊移動を求め又は指示する隊に○を付ける。

指揮支援部隊	統括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	指揮支援隊	NBC災害即応部隊	
	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊	
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-4

(第20条関係)

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿  
 緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	<small>(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第__項)</small>
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-4

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿  
 緊急消防援助隊行動市町村長 }

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・指示 (消防組織法第44条第__項)
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間

〇〇 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事 } 殿  
 部隊移動先の市町村の長 }

消防庁長官

〇〇都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め  
 又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第__項)
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
 市町村長 }

消防庁長官

〇〇都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め  
 又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・指示 (消防組織法第44条第__項)
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長  
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	<b>指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)</b>
指示日時	○○ 年 月 日 時 分

**・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)**

対象  ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

**・部隊 ※対象となる隊に●**

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長  
(指揮支援本部長 経由)

(都道府県知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	<b>指示 (消防組織法第44条の3第1項)</b>		
指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
現在の出動先	都道府県	市区町村	
部隊移動先	都道府県	市区町村	

**・部隊移動を指示する都道府県大隊**

都道府県大隊名	
連絡事項	

**・部隊移動を指示する部隊**

部隊名	
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	



## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長  
部隊移動先の市町村の長 } 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県○○市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ  
部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

## &lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

○○ 年 月 日 時 分

○○市町村長 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり○○○○○○市へ  
部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

## &lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

## &lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

## &lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿  
 応援市町村の長 }

送付先: 

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
 市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年〇月〇日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(危機管理課 地上・航空)			
NTT回線	TEL	03-5253-7927	FAX 03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-48013	FAX 90-48036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-48013	FAX 048-500-90-48036
メールアドレス	kinnetsu@119.kopu.go.jp		

現地連絡員			
派遣場所	職・氏名	TEL	

〇〇都道府県

災害対策本部			
設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	
航空運用課長	所属	職・氏名	TEL
		所属	氏名

職員本部			
設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	
航空運用課長	所属	職・氏名	TEL
		所属	氏名

救急現場対策本部			
設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	職・氏名	TEL	

〇〇市町村

災害対策本部			
設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	

情報本部			
設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	

情報支援本部			
設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
指揮支援本部員	所属	職・氏名	TEL
(指揮支援隊員)	所属	職・氏名	TEL

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊			
大隊長	所属	TEL	
	氏名		
統合機動	所属	TEL	
	氏名		
部隊長	所属		
後方支援本部	所属	FAX	
	TEL		

〇〇都道府県大隊			
大隊長	所属	TEL	
	氏名		
統合機動	所属	TEL	
	氏名		
部隊長	所属		
後方支援本部	所属	FAX	
	TEL		

航空			
ヘリベース(HB) 設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
HB指揮者	所属	TEL	
	職・氏名		
航空機長	所属	TEL	
	職・氏名		
航空機長	所属	TEL	
	職・氏名		

〇〇都道府県大隊

〇〇都道府県大隊			
大隊長	所属	TEL	
	氏名		
統合機動	所属	TEL	
	氏名		
部隊長	所属		
後方支援本部	所属	FAX	
	TEL		

〇〇都道府県大隊

〇〇都道府県大隊			
大隊長	所属	TEL	
	氏名		
統合機動	所属	TEL	
	氏名		
部隊長	所属		
後方支援本部	所属	FAX	
	TEL		

フォワードベース(FB)

フォワードベース(FB) 設置場所:			
FB指揮者	所属	TEL	
	職・氏名		
	所属	TEL	
	職・氏名		

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年〇月〇日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(危機管理課 地上・航空)			
NTT回線	TEL	03-5253-7927	FAX 03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-48013	FAX 90-48036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-48013	FAX 048-500-90-48036
メールアドレス	kinnetsu@119.kopu.go.jp		

現地連絡員			
派遣場所	職・氏名	TEL	

〇〇都道府県

災害対策本部			
設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	
航空運用課長	所属	職・氏名	TEL
		所属	氏名

職員本部			
設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	
航空運用課長	所属	職・氏名	TEL
		所属	氏名

〇〇市町村

災害対策本部			
設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	

情報本部			
設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊			
大隊長	所属	TEL	
	氏名		
統合機動	所属	TEL	
	氏名		
部隊長	所属		
後方支援本部	所属	FAX	
	TEL		

〇〇都道府県大隊			
大隊長	所属	TEL	
	氏名		
統合機動	所属	TEL	
	氏名		
部隊長	所属		
後方支援本部	所属	FAX	
	TEL		

〇〇都道府県大隊

〇〇都道府県大隊			
大隊長	所属	TEL	
	氏名		
統合機動	所属	TEL	
	氏名		
部隊長	所属		
後方支援本部	所属	FAX	
	TEL		

〇〇都道府県大隊

〇〇都道府県大隊			
大隊長	所属	TEL	
	氏名		
統合機動	所属	TEL	
	氏名		
部隊長	所属		
後方支援本部	所属	FAX	
	TEL		

航空

航空			
ヘリベース(HB) 設置場所:			
NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
Hb指揮者	所属	TEL	
	職・氏名		
航空機長	所属	TEL	
	職・氏名		
航空機長	所属	TEL	
	職・氏名		

フォワードベース(FB)

フォワードベース(FB) 設置場所:			
FB指揮者	所属	TEL	
	職・氏名		
	所属	TEL	
	職・氏名		

「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」新旧対照表

(赤字傍線部分)は変更部分

新	旧
緊急消防援助隊の運用に関する要綱	緊急消防援助隊の運用に関する要綱
平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号	平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号
改正 平成 17 年 3 月 30 日 消防震第 14 号	改正 平成 17 年 3 月 30 日 消防震第 14 号
改正 平成 18 年 2 月 14 日 消防応第 15 号	改正 平成 18 年 2 月 14 日 消防応第 15 号
改正 平成 18 年 6 月 22 日 消防応第 94 号	改正 平成 18 年 6 月 22 日 消防応第 94 号
改正 平成 20 年 7 月 2 日 消防応第 109 号	改正 平成 20 年 7 月 2 日 消防応第 109 号
改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号	改正 平成 20 年 8 月 27 日 消防応第 152 号
改正 平成 24 年 11 月 28 日 消防広第 95 号	改正 平成 24 年 11 月 28 日 消防広第 95 号
改正 平成 26 年 3 月 26 日 消防広第 75 号	改正 平成 26 年 3 月 26 日 消防広第 75 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号	改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防広第 74 号
改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号	改正 平成 28 年 3 月 30 日 消防広第 80 号
改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号	改正 平成 29 年 3 月 28 日 消防広第 93 号
改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号	改正 平成 31 年 3 月 8 日 消防広第 35 号
改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号	改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広第 190 号
改正 <u>令和 3 年 3 月 22 日 消防広第 89 号</u>	<u>(新設)</u>
目次	目次
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 2 章 編成及び装備等の基準	第 2 章 編成及び装備等の基準
第 3 章 出動	第 3 章 出動
第 4 章 指揮活動	第 4 章 指揮活動
第 5 章 防災関係機関との連携	第 5 章 防災関係機関との連携

<p>第6章 指揮支援実施計画及び受援計画 第7章 その他</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。</p> <p>(2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。</p> <p>(3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。</p> <p>(4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。</p> <p>(5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。</p> <p>(6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。</p> <p>(7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。</p> <p>(8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない</p>	<p>第6章 指揮支援実施計画及び受援計画 第7章 その他</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。</p> <p>(2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。</p> <p>(3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。</p> <p>(4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。</p> <p>(5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。</p> <p>(6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。</p> <p>(7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。</p> <p>(8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない</p>
---	---

<p>場合にその任務を代行する消防機関をいう。</p> <p>(9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。</p> <p>(10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。</p> <p>(11) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。</p> <p>(12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。</p> <p>(16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。</p>	<p>場合にその任務を代行する消防機関をいう。</p> <p>(9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。</p> <p>(10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。</p> <p>(11) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。</p> <p>(12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。</p> <p>(16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。</p>
<p>第 2 章 編成及び装備等の基準</p> <p>(都道府県大隊の編成)</p> <p>第 3 条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと</p>	<p>第 2 章 編成及び装備等の基準</p> <p>(都道府県大隊の編成)</p> <p>第 3 条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりと</p>

<p>し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 38 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。</p> <p>(1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。</p> <p>(3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。</p> <p>なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。</p> <p>(4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。</p> <p>(5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。</p> <p>(6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。</p>	<p>し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 38 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。</p> <p>(1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。</p> <p>(3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。</p> <p>なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。</p> <p>(4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。</p> <p>(5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。</p> <p>(6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。</p>
<p>(指揮支援部隊の編成)</p> <p>第 4 条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第 38 条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。</p> <p>(3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部</p>	<p>(指揮支援部隊の編成)</p> <p>第 4 条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第 38 条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。</p> <p>(3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部</p>



<p>統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。</p> <p>（統合機動部隊の編成）</p> <p>第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。</p> <p>(3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。</p> <p>(4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。</p> <p>(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。</p> <p>（エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の編成）</p> <p>第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心として編成するものとし、地域の実情に応じ</p>	<p>統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。</p> <p>（統合機動部隊の編成）</p> <p>第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。</p> <p>(3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。</p> <p>(4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。</p> <p>(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。</p> <p>（エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の編成）</p> <p>第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心として編成するものとし、地域の実情に応じ</p>
---	---

<p>て、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。</p> <p>(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。</p> <p>(NBC災害即応部隊の編成)</p> <p>第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。</p> <p>(3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(○○消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。</p> <p>(土砂・風水害機動支援部隊の編成)</p> <p>第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。</p> <p>(3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。</p>	<p>て、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。</p> <p>(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。</p> <p>(NBC災害即応部隊の編成)</p> <p>第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。</p> <p>(3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(○○消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。</p> <p>(土砂・風水害機動支援部隊の編成)</p> <p>第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。</p> <p>(3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。</p>
--	--

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水

<p>砲搭載ホース延長車を備えること。</p> <p>ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。</p> <p>(3) 密閉空間火災等対応小隊</p> <p>ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。</p> <p>イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。</p> <p>ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。</p> <p>(特殊装備小隊の装備等の基準)</p> <p>第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 水難救助小隊</p> <p>ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。</p> <p>イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。</p> <p>ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。</p> <p>(2) 遠距離大量送水小隊</p> <p>ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。</p> <p>イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。</p> <p>(3) 消防活動二輪小隊</p>	<p>砲搭載ホース延長車を備えること。</p> <p>ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。</p> <p>(3) 密閉空間火災等対応小隊</p> <p>ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。</p> <p>イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。</p> <p>ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。</p> <p>(特殊装備小隊の装備等の基準)</p> <p>第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 水難救助小隊</p> <p>ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。</p> <p>イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。</p> <p>ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。</p> <p>(2) 遠距離大量送水小隊</p> <p>ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。</p> <p>イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。</p> <p>(3) 消防活動二輪小隊</p>
--	--

<p>ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。</p> <p>イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。</p> <p>(4) 震災対応特殊車両小隊</p> <p>震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。</p> <p>(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊</p> <p>その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。</p> <p>ア はしご車</p> <p>イ 照明車</p> <p>ウ 空気ボンベ充填車</p> <p>エ 無人消火ロボット</p> <p>オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両</p>	<p>ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。</p> <p>イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。</p> <p>(4) 震災対応特殊車両小隊</p> <p>震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。</p> <p>(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊</p> <p>その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。</p> <p>ア はしご車</p> <p>イ 照明車</p> <p>ウ 空気ボンベ充填車</p> <p>エ 無人消火ロボット</p> <p>オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両</p>
<p>第3章 出動</p> <p>(指揮本部の設置)</p> <p>第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。</p> <p>2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。</p>	<p>第3章 出動</p> <p>(指揮本部の設置)</p> <p>第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。</p> <p>2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。</p>

<p>(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。</p> <p>(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。</p> <p>3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。</p> <p>(航空指揮本部の設置)</p> <p>第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。</p> <p>2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。</p> <p>(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。</p> <p>(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。</p> <p>(後方支援本部の設置)</p> <p>第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。</p> <p>2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 後方支援体制の確立に関すること。</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。</p>	<p>(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。</p> <p>(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。</p> <p>3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。</p> <p>(航空指揮本部の設置)</p> <p>第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。</p> <p>2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。</p> <p>(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。</p> <p>(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。</p> <p>(後方支援本部の設置)</p> <p>第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。</p> <p>2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 後方支援体制の確立に関すること。</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。</p>
---	---

<p>(5) 物資等の搬送計画に関すること。</p> <p>(6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。</p> <p>(7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。</p> <p>(8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。</p> <p>(9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。</p> <p>(都道府県大隊の出動)</p> <p>第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(指揮支援部隊の出動)</p> <p>第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。</p> <p>(統合機動部隊の出動等)</p> <p>第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>(1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。</p> <p>(3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。</p> <p>(4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 被災地における通信の確保に関すること。</p> <p>(6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。</p> <p>(7) 航空消防活動の支援に関すること。</p>	<p>(5) 物資等の搬送計画に関すること。</p> <p>(6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。</p> <p>(7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。</p> <p>(8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。</p> <p>(9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。</p> <p>(都道府県大隊の出動)</p> <p>第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(指揮支援部隊の出動)</p> <p>第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。</p> <p>(統合機動部隊の出動等)</p> <p>第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>(1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。</p> <p>(3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。</p> <p>(4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 被災地における通信の確保に関すること。</p> <p>(6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。</p> <p>(7) 航空消防活動の支援に関すること。</p>
---	---

<p>(8) 宿営場所の設営に関すること。</p> <p>(9) 被害状況、部隊の活動等の記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。</p> <p>2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。</p> <p>(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)</p> <p>第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。</p> <p>(NBC災害即応部隊の出動)</p> <p>第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。</p> <p>(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)</p> <p>第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。</p> <p>(航空部隊の出動)</p> <p>第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。</p> <p>2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。</p>	<p>(8) 宿営場所の設営に関すること。</p> <p>(9) 被害状況、部隊の活動等の記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。</p> <p>2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。</p> <p>(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)</p> <p>第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。</p> <p>(NBC災害即応部隊の出動)</p> <p>第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。</p> <p>(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)</p> <p>第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。</p> <p>(航空部隊の出動)</p> <p>第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。</p> <p>2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。</p>
--	--



<p>(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)</p> <p>第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。</p> <p>(1) 集結場所</p> <p>代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。</p> <p>なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。</p> <p>(2) 進出拠点</p> <p>消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。</p> <p>(3) 宿営場所</p> <p>消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。</p> <p>(4) 出動ルート</p> <p>都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進</p>	<p>(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)</p> <p>第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。</p> <p>(1) 集結場所</p> <p>代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。</p> <p>なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。</p> <p>(2) 進出拠点</p> <p>消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。</p> <p>(3) 宿営場所</p> <p>消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。</p> <p>(4) 出動ルート</p> <p>都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進</p>
---	---

<p>出拠点に応じて出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。</p> <p>(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)</p> <p>第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。</p> <p>2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。</p> <p>3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。</p> <p>(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)</p> <p>第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。</p>	<p>出拠点に応じて出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。</p> <p>(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)</p> <p>第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。</p> <p>2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。</p> <p>3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。</p> <p>(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)</p> <p>第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。</p>
--	--

<p>(1) 被害状況  (2) 活動方針  (3) 活動地域及び任務  (4) 安全管理に関する体制  (5) 使用無線系統  (6) 地理及び水利の状況  (7) その他活動上必要な事項</p> <p>2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>第4章 指揮活動</p> <p>(指揮体制)</p> <p>第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。</p> <p>2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。</p> <p>3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。</p> <p>4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。</p> <p>5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。</p> <p>6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長</p>	<p>(1) 被害状況  (2) 活動方針  (3) 活動地域及び任務  (4) 安全管理に関する体制  (5) 使用無線系統  (6) 地理及び水利の状況  (7) その他活動上必要な事項</p> <p>2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。</p> <p>第4章 指揮活動</p> <p>(指揮体制)</p> <p>第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。</p> <p>2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。</p> <p>3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。</p> <p>4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。</p> <p>5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。</p> <p>6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長</p>
---	---

<p>若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。</p> <p>7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。</p> <p>8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。</p> <p>9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。</p> <p>（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）</p> <p>第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。</p> <p>(1) 第1順位 指揮支援隊長</p> <p>(2) 第2順位 都道府県大隊長</p> <p>(3) 第3順位 統合機動部隊長</p> <p>(4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長</p> <p>3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。</p> <p>(2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。</p> <p>(3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。</p> <p>(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。</p> <p>(5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。</p> <p>(6) 調整本部に対する報告に関すること。</p>	<p>若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。</p> <p>7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。</p> <p>8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。</p> <p>9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。</p> <p>（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）</p> <p>第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。</p> <p>(1) 第1順位 指揮支援隊長</p> <p>(2) 第2順位 都道府県大隊長</p> <p>(3) 第3順位 統合機動部隊長</p> <p>(4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長</p> <p>3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。</p> <p>(2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。</p> <p>(3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。</p> <p>(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。</p> <p>(5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。</p> <p>(6) 調整本部に対する報告に関すること。</p>
--	--

<p>(7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。</p> <p>(8) その他必要な事項に関すること。</p> <p>4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。</p> <p>5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。</p> <p>6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。</p> <p>7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。</p> <p>8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。</p>	<p>(7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。</p> <p>(8) その他必要な事項に関すること。</p> <p>4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。</p> <p>5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。</p> <p>6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。</p> <p>7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。</p> <p>8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。</p>
<p>(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)</p> <p>第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。</p> <p>3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。</p> <p>(2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。</p>	<p>(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)</p> <p>第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。</p> <p>3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。</p> <p>(2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。</p>

<p>(3) 調整本部に対する報告に関すること。</p> <p>(4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。</p> <p>(5) その他必要な事項に関すること。</p> <p>4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。</p> <p>5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。</p> <p>6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。</p> <p>7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。</p> <p>(消防庁職員の現地派遣)</p> <p>第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。</p> <p>2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。</p> <p>3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。</p> <p>4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。</p> <p>(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。</p>	<p>(3) 調整本部に対する報告に関すること。</p> <p>(4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。</p> <p>(5) その他必要な事項に関すること。</p> <p>4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。</p> <p>5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。</p> <p>6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。</p> <p>7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。</p> <p>(消防庁職員の現地派遣)</p> <p>第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。</p> <p>2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。</p> <p>3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。</p> <p>4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。</p> <p>(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。</p>
---	---

<p>(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(5) 報道機関への対応に関する事。</p> <p>(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関する事。</p> <p>(都道府県大隊本部の設置)</p> <p>第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。</p> <p>2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 都道府県大隊の活動管理に関する事。</p> <p>(2) 隊員の安全管理に関する事。</p> <p>(3) 都道府県大隊の後方支援に関する事。</p> <p>(4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。</p> <p>(5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関する事。</p> <p>(6) 指揮支援本部に対する報告に関する事。</p> <p>(7) 他の都道府県大隊等との調整に関する事。</p> <p>(8) その他必要な事項に関する事。</p> <p>3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。</p> <p>(現地合同調整所の設置)</p> <p>第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。</p> <p>2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。</p> <p>3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、<u>エネルギー・産業基盤災害即応部隊長</u>、NBC災害即応部隊長、土砂・</p>	<p>(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(5) 報道機関への対応に関する事。</p> <p>(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関する事。</p> <p>(都道府県大隊本部の設置)</p> <p>第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。</p> <p>2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 都道府県大隊の活動管理に関する事。</p> <p>(2) 隊員の安全管理に関する事。</p> <p>(3) 都道府県大隊の後方支援に関する事。</p> <p>(4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。</p> <p>(5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関する事。</p> <p>(6) 指揮支援本部に対する報告に関する事。</p> <p>(7) 他の都道府県大隊等との調整に関する事。</p> <p>(8) その他必要な事項に関する事。</p> <p>3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。</p> <p>(現地合同調整所の設置)</p> <p>第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。</p> <p>2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。</p> <p>3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又</p>
---	--

<p>風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。</p> <p>4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。</p> <p>(情報共有等)</p> <p>第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式1)により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。</p> <p>2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、<u>情報収集活動用ドローン、映像伝送装置</u>等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、<u>被害状況や活動状況について動画及び静止画による</u>共有に努めるものとする。</p> <p>(活動報告等)</p> <p>第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。</p> <p>2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。</p> <p>3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。</p>	<p>は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。</p> <p>4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。</p> <p>(情報共有等)</p> <p>第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式1)により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。</p> <p>2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。<u>特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の</u>共有に努めるものとする。</p> <p>(活動報告等)</p> <p>第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。</p> <p>2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。</p> <p>3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。</p>
---	---



<p>4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。</p> <p>5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。</p> <p>6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。</p> <p>7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。</p> <p>8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。</p> <p>9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。</p> <p>（通信連絡体制等）</p>	<p>4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。</p> <p>5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。</p> <p>6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。</p> <p>7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。</p> <p>8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。</p> <p>9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。</p> <p>（通信連絡体制等）</p>
<p>第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。</p> <p>(2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。</p>	<p>第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。</p> <p>(2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。</p>

<p>(3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。</p> <p>(4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。</p> <p>(5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。</p> <p>(6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。</p> <p>(7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。</p> <p>(8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。</p> <p>(9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。</p> <p>(10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別に定める。</p> <p>(11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。</p> <p>2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。</p> <p>(1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。</p>	<p>(3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。</p> <p>(4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。</p> <p>(5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。</p> <p>(6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。</p> <p>(7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。</p> <p>(8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。</p> <p>(9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。</p> <p>(10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別に定める。</p> <p>(11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。</p> <p>2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。</p> <p>(1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。</p>
--	--

<p>(2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。</p> <p>ア 応援要請を行う場合</p> <p>イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合</p> <p>ウ 新たな災害が発生した場合</p> <p>エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合</p> <p>3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。</p> <p>第5章 防災関係機関との連携</p> <p>(防災関係機関等との連絡調整等)</p> <p>第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>(実動関係機関との連携)</p> <p>第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。</p> <p>なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。</p> <p>(医師等との連携)</p> <p>第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMA T、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。</p>	<p>(2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。</p> <p>ア 応援要請を行う場合</p> <p>イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合</p> <p>ウ 新たな災害が発生した場合</p> <p>エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合</p> <p>3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。</p> <p>第5章 防災関係機関との連携</p> <p>(防災関係機関等との連絡調整等)</p> <p>第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>(実動関係機関との連携)</p> <p>第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。</p> <p>なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。</p> <p>(医師等との連携)</p> <p>第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMA T、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。</p>
--	--

<p>(調整本部等における防災関係機関との連携)</p> <p>第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。</p> <p>2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。</p> <p>(消防機関との連携)</p> <p>第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。</p> <p>第6章 指揮支援実施計画及び受援計画</p> <p>(指揮支援実施計画)</p> <p>第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。</p> <p>2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。</p> <p>(2) 指揮支援の基本的事項に関すること。</p> <p>(3) 関係機関との活動調整に関すること。</p> <p>(4) 現地合同調整所への参画に関すること。</p> <p>(5) 情報連絡体制に関すること。</p>	<p>(調整本部等における防災関係機関との連携)</p> <p>第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。</p> <p>2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。</p> <p>(消防機関との連携)</p> <p>第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。</p> <p>第6章 指揮支援実施計画及び受援計画</p> <p>(指揮支援実施計画)</p> <p>第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。</p> <p>2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。</p> <p>(2) 指揮支援の基本的事項に関すること。</p> <p>(3) 関係機関との活動調整に関すること。</p> <p>(4) 現地合同調整所への参画に関すること。</p> <p>(5) 情報連絡体制に関すること。</p>
---	---

<p>(6) 通信支援小隊との連携に関すること。</p> <p>(7) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。</p> <p>4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。</p> <p>5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。</p> <p>(2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。</p> <p>(3) 情報連絡体制に関すること。</p> <p>(4) その他必要な事項に関すること。</p> <p>6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。</p> <p>(消防本部の受援計画)</p> <p>第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。</p> <p>2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。</p> <p>(4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。</p>	<p>(6) 通信支援小隊との連携に関すること。</p> <p>(7) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。</p> <p>4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。</p> <p>5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。</p> <p>(2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。</p> <p>(3) 情報連絡体制に関すること。</p> <p>(4) その他必要な事項に関すること。</p> <p>6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。</p> <p>(消防本部の受援計画)</p> <p>第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。</p> <p>2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。</p> <p>(4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。</p>
---	---

<p>(5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。</p> <p>(6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。</p> <p>(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。</p> <p>(8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。</p> <p>(9) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。</p> <p>4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。</p>	<p>(5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。</p> <p>(6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。</p> <p>(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。</p> <p>(8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。</p> <p>(9) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。</p> <p>4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。</p>
<p>第 7 章 その他</p> <p>(消防本部等の訓練)</p> <p>第 40 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)</p> <p>第 41 条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。</p> <p>2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第 42 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。</p>	<p>第 7 章 その他</p> <p>(消防本部等の訓練)</p> <p>第 40 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)</p> <p>第 41 条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。</p> <p>2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第 42 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。</p>

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで（第4号を除く。）及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日消防広第89号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで（第4号を除く。）及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

（新設）

別表（主運用波の割当て）

(第 32 条関係)

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

別表（主運用波の割当て）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県



別記様式1

(第30条関係)

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(危機経理課 機上・機下)

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, and メールアドレス.

現地派遣職員

Table with 3 columns: 派遣場所, 職・氏名, TEL.

〇〇都道府県

災害対策本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 本部長, 所屬, 航空運用課長.

消防本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 本部長, 所屬, 機務指導課長.

取組現場対策本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 本部長, 所屬.

〇〇市町村

災害対策本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 本部長.

消防本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 本部長.

指揮支援本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 指揮支援本部長, 所屬.

緊急消防援助隊 陸上

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include 大隊長, 統合機動部隊長, 後方支援本部.

〇〇都道府県大隊

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include 大隊長, 統合機動部隊長, 後方支援本部.

航空

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include ヘリベース(HB), 統合機動部隊長, 後方支援本部, HB指揮者, 航空後方支援隊長, フォワードコース(FB).

〇〇都道府県大隊

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include 大隊長, 統合機動部隊長, 後方支援本部.

〇〇都道府県大隊

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include 大隊長, 統合機動部隊長, 後方支援本部.

フォワードコース(FB)

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include FB指揮者, 航空後方支援隊長.

別記様式1

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(危機経理課 機上・機下)

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, and メールアドレス.

現地派遣職員

Table with 3 columns: 派遣場所, 職・氏名, TEL.

〇〇都道府県

災害対策本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 本部長, 所屬, 航空運用課長.

消防本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 本部長, 所屬, 機務指導課長.

取組現場対策本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 本部長, 所屬.

〇〇市町村

災害対策本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 本部長.

指揮支援本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 指揮支援本部長, 所屬.

指揮支援本部

Table with 4 columns: 役職, TEL, FAX, メールアドレス. Rows include NTT回線, 消防防災無線, 地域衛星回線, メールアドレス, 指揮支援本部長, 所屬.

緊急消防援助隊 陸上

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include 大隊長, 統合機動部隊長, 後方支援本部.

〇〇都道府県大隊

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include 大隊長, 統合機動部隊長, 後方支援本部.

航空

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include ヘリベース(HB), 統合機動部隊長, 後方支援本部, HB指揮者, 航空後方支援隊長, フォワードコース(FB).

〇〇都道府県大隊

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include 大隊長, 統合機動部隊長, 後方支援本部.

〇〇都道府県大隊

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include 大隊長, 統合機動部隊長, 後方支援本部.

フォワードコース(FB)

Table with 4 columns: 役職, 所屬, 氏名, TEL, FAX. Rows include FB指揮者, 航空後方支援隊長.

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 ( ) 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県		市区町村			
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
宿営場所	名称		所在地			
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部		氏名			
	TEL					

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

報告日時	〇〇 年 月 日 ( ) 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県		市区町村			
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	通信支援小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	航空小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
				合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
宿営場所	名称		所在地			
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部		氏名			
	TEL					

別記様式2(航空小隊)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

(第31条関係)

消防庁長官 殿

(航空小隊長)

災害名	応援都道府県		ヘリベース		稼働時間	時間	分											
報告者等	氏名		活動人員		パイロット 名	整備士 名	隊員 名											
TEL	年 月 日 ( ) 時 分現在		その他 名		計 名													
日付	出動番号	機体名称	離陸時間	離陸場所	出動場所(空域)	着陸時間	着陸場所	出動要員人員数	出動種別件数				搬送人員数		活動概要 (火災:数字記載・数字書き記載) (救助:救助方法を記載) (物資搬送:物資名、数量を記載)			
									火災	救助	救急	情報収集	輸送等	救助		救急	輸送	隊員
合計																		
備考																		

別記様式2(航空小隊)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(〇〇航空隊)

災害名	応援都道府県		ヘリベース		稼働時間	時間	分											
報告者等	氏名		活動人員		パイロット 名	整備士 名	隊員 名											
TEL	年 月 日 ( ) 時 分現在		その他 名		計 名													
日付	出動番号	機体名称	離陸時間	離陸場所	出動場所(空域)	着陸時間	着陸場所	出動要員人員数	出動種別件数				搬送人員数		活動概要 (火災:数字記載・数字書き記載) (救助:救助方法を記載) (物資搬送:物資名、数量を記載)			
									火災	救助	救急	情報収集	輸送等	救助		救急	輸送	隊員
合計																		
備考																		

## 「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」新旧対照表

(赤字傍線部分)は変更部分)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱</b></p> <p style="text-align: center;">平成16年 4月 9日消防震第 23号  改正 平成24年11月28日消防広第133号  改正 平成26年 3月26日消防広第 73号  改正 平成30年11月 7日消防広第303号  <u>改正 令和 3年 3月22日消防広第 89号</u></p> <p>(通則)</p> <p>第1条 緊急消防援助隊活動費負担金(以下「負担金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、消防組織法(昭和22年法律第226号)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 この負担金は、消防庁長官の指示(以下「長官の指示」という。)を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用を国が負担することにより、緊急消防援助隊の的確かつ迅速な出動及び活動を</p>	<p style="text-align: center;"><b>緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱</b></p> <p style="text-align: center;">平成16年 4月 9日消防震第 23号  改正 平成24年11月28日消防広第133号  改正 平成26年 3月26日消防広第 73号  改正 平成30年11月 7日消防広第303号  <u>(新設)</u></p> <p>(通則)</p> <p>第1条 緊急消防援助隊活動費負担金(以下「負担金」という。)の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、消防組織法(昭和22年法律第226号)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 この負担金は、消防庁長官の指示(以下「長官の指示」という。)を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用を国が負担することにより、緊急消防援助隊の的確かつ迅速な出動及び活動を</p>

確保し、もって災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(負担金の対象経費)

第3条 この負担金の交付の対象となる経費は、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、援助隊政令第5条各号に掲げる経費であり、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 緊急消防援助隊の隊員の手当 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからオの手当

ア 特殊勤務手当

イ 時間外勤務手当

ウ 管理職員特別勤務手当

エ 夜間勤務手当

オ 休日勤務手当

(2) 緊急消防援助隊の隊員の旅費 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからウの旅費

ア 鉄道賃・航空賃等

イ 日当

ウ 宿泊費、食卓料

(3) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設（消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。）に係る修繕料（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費など）

(4) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設が当該活動のために使用したことにより滅失した場合における当該滅失した施設に代

確保し、もって災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(負担金の対象経費)

第3条 この負担金の交付の対象となる経費は、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、援助隊政令第5条各号に掲げる経費であり、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 緊急消防援助隊の隊員の手当 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからオの手当

ア 特殊勤務手当

イ 時間外勤務手当

ウ 管理職員特別勤務手当

エ 夜間勤務手当

オ 休日勤務手当

(2) 緊急消防援助隊の隊員の旅費 長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の隊員に対して、当該隊員の属する地方公共団体の条例に基づき、当該出動及び活動について支給された次のアからウの旅費

ア 鉄道賃・航空賃等

イ 日当

ウ 宿泊費、食卓料

(3) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設（消防用自動車、ヘリコプター、消防艇、資機材等をいう。以下同じ。）に係る修繕料（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）及び役務費（点検費、運搬費など）

(4) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設が当該活動のために使用したことにより滅失した場合における当該滅失した施設に代

わるべきもの（同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。）の購入費（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）

- (5) 緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費
- (6) 緊急消防援助隊の活動のために要した消耗品費
- (7) 緊急消防援助隊の活動のために要した賃借料（宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費（宿泊費）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）
- (8) 緊急消防援助隊の活動のために要したその他の物件費（出勤から帰署までの間に緊急消防援助隊の活動に要した経費をいう。ただし、食糧費については、第2号の旅費（日当、宿泊費、食卓料）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

（負担金の額）

第4条 負担金の額は、交付対象経費の全部に相当する額とする。

（対象者）

第5条 この負担金の交付を受けることができる地方公共団体は、消防組織法第44条第5項に基づく指示を受けて出勤した緊急消防援助隊の隊員及び施設の属する地方公共団体又は当該緊急消防援助隊の要請を受けてその活動に協力した地方公共団体（当該緊急消防援助隊が消防の応援等のため出勤した災害発生市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合を除く。）とする。

（交付申請）

第6条 負担金の交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付団体」という。）は、交付申請書を都道府県知事を経由し、消防庁長官に提出しなければならない。

2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。

わるべきもの（同等の機能を有するものに限る。以下「代替施設」という。）の購入費（隊員の故意又は重大な過失によるものを除く。）

- (5) 緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費
- (6) 緊急消防援助隊の活動のために要した消耗品費
- (7) 緊急消防援助隊の活動のために要した賃借料（宿泊施設の賃借料については、第2号の旅費（宿泊費）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）
- (8) 緊急消防援助隊の活動のために要したその他の物件費（出勤から帰署までの間に緊急消防援助隊の活動に要した経費をいう。ただし、食糧費については、第2号の旅費（日当、宿泊費、食卓料）が支給されている場合には、重複しないものに限る。）

（負担金の額）

第4条 負担金の額は、交付対象経費の全部に相当する額とする。

（対象者）

第5条 この負担金の交付を受けることができる地方公共団体は、消防組織法第44条第5項に基づく指示を受けて出勤した緊急消防援助隊の隊員及び施設の属する地方公共団体又は当該緊急消防援助隊の要請を受けてその活動に協力した地方公共団体（当該緊急消防援助隊が消防の応援等のため出勤した災害発生市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合を除く。）とする。

（交付申請）

第6条 負担金の交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付団体」という。）は、交付申請書を都道府県知事を経由し、消防庁長官に提出しなければならない。

2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。

<p>(2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあつては1部、市町村にあつては2部(消防庁用正本1部、都道府県用副本1部)とする。</p> <p>(3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。ただし、別に定める場合にあつては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第5による負担金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。</p> <p>(負担金交付調書)</p> <p>第7条 都道府県知事は、前条第3項の負担金交付調書を負担金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。</p> <p>(交付の決定等)</p> <p>第8条 消防庁長官は、第6条の規定により交付申請書の提出があつた場合には、法令及び予算の定めるところに従い、負担金の交付を適当と認めるときは、負担金の交付を決定するとともに交付団体に対して交付決定の通知をする。</p> <p>2 交付団体が市町村である場合にあつては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官(消防主管部長)に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。</p> <p>3 消防庁長官は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。</p> <p>(変更の承認等)</p> <p>第9条 交付団体は、負担金の交付の対象となる事業(以下「交付事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第6により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>2 消防庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、負担金の合計金額が増加しない範囲で各費目の金額</p>	<p>(2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあつては1部、市町村にあつては2部(消防庁用正本1部、都道府県用副本1部)とする。</p> <p>(3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表のとおりとする。ただし、別に定める場合にあつては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第5による負担金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。</p> <p>(負担金交付調書)</p> <p>第7条 都道府県知事は、前条第3項の負担金交付調書を負担金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。</p> <p>(交付の決定等)</p> <p>第8条 消防庁長官は、第6条の規定により交付申請書の提出があつた場合には、法令及び予算の定めるところに従い、負担金の交付を適当と認めるときは、負担金の交付を決定するとともに交付団体に対して交付決定の通知をする。</p> <p>2 交付団体が市町村である場合にあつては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官(消防主管部長)に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。</p> <p>3 消防庁長官は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。</p> <p>(変更の承認等)</p> <p>第9条 交付団体は、負担金の交付の対象となる事業(以下「交付事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第6により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>2 消防庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、負担金の合計金額が増加しない範囲で各費目の金額</p>
--	--

<p>の軽微な変更を行う場合には、同項に基づく承認を要しないものとする。</p> <p>4 交付団体は、交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第7により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>5 交付団体は、交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事（都道府県が交付団体である場合は、消防庁長官。以下第6項、第7項、第10条第1項、第11条第1項から第3項まで、第12条第1項、第14条、第15条第1項及び第4項、第18条第2項及び第3項において同じ。）に、別記様式第8により速やかに報告してその指示を求めるものとする。</p> <p>6 都道府県知事は交付事業の完了により当該交付団体に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、負担金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した負担金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>7 都道府県知事は、第1項又は第4項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照らし必要があると認めるときは、第7条の負担金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第10条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の日から起算して30日以内とし、都道府県知事に申し出るものとする。</p> <p>2 前項の申し出があったときは、都道府県知事は速やかに消防庁長官に報告しなければならない。</p> <p>（交付事業の遂行）</p> <p>第11条 交付団体は、適正化法第3条の趣旨に従い、負担金の公正かつ効率的使用</p>	<p>の軽微な変更を行う場合には、同項に基づく承認を要しないものとする。</p> <p>4 交付団体は、交付事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第7により申請し、消防庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>5 交付団体は、交付事業が交付申請書に記載した交付事業完了の予定日より遅延する場合において、当該年度内に完了しないとき又は交付事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事（都道府県が交付団体である場合は、消防庁長官。以下第6項、第7項、第10条第1項、第11条第1項から第3項まで、第12条第1項、第14条、第15条第1項及び第4項、第18条第2項及び第3項において同じ。）に、別記様式第8により速やかに報告してその指示を求めるものとする。</p> <p>6 都道府県知事は交付事業の完了により当該交付団体に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、負担金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した負担金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>7 都道府県知事は、第1項又は第4項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照らし必要があると認めるときは、第7条の負担金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第10条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の日から起算して30日以内とし、都道府県知事に申し出るものとする。</p> <p>2 前項の申し出があったときは、都道府県知事は速やかに消防庁長官に報告しなければならない。</p> <p>（交付事業の遂行）</p> <p>第11条 交付団体は、適正化法第3条の趣旨に従い、負担金の公正かつ効率的使用</p>
---	---



<p>と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第 12 条並びに規則第 6 条の規定に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、交付団体が負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、前 2 項の命令に当たっては、適正化法第 24 条の規定に留意するとともに、必要に応じ消防庁長官に報告を行い、<u>指示</u>を求めることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第 12 条 交付団体は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第 14 条の規定に基づき実績報告書を別記様式第 9 により都道府県知事に正本 1 部を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書には、別表に掲げる書類を添付すること。 ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。</p> <p>(実績報告書の提出期限)</p> <p>第 13 条 実績報告書の提出期限については、適正化法第 14 条前段の場合にあっては、交付事業完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内又はその翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日とし、適正化法第 14 条後段の場合にあっては、翌年度の 4 月 30 日とする。</p> <p>(是正のための措置)</p>	<p>と交付事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第 12 条並びに規則第 6 条の規定に基づき、交付事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、交付団体が負担金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し交付事業の遂行の一時停止を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、前 2 項の命令に当たっては、適正化法第 24 条の規定に留意するとともに、必要に応じ消防庁長官に報告を行い指示を求めることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第 12 条 交付団体は、交付事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第 14 条の規定に基づき実績報告書を別記様式第 9 により都道府県知事に正本 1 部を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書には、別表に掲げる書類を添付すること。 ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。</p> <p>(実績報告書の提出期限)</p> <p>第 13 条 実績報告書の提出期限については、適正化法第 14 条前段の場合にあっては、交付事業完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内又はその翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日とし、適正化法第 14 条後段の場合にあっては、翌年度の 4 月 30 日とする。</p> <p>(是正のための措置)</p>
---	---

第14条 都道府県知事は、適正化法第16条の規定に基づき、交付事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付団体に命ずることができる。

(負担金の額の確定)

第15条 都道府県知事は、実績報告書の提出があった場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る交付事業の実施結果が負担金の交付の決定の内容(第9条第1項及び第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれらに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、交付団体に別記様式第10により通知するものとする。

2 都道府県知事は前項の負担金を確定し交付団体に確定通知を行うときは、第7条に定める負担金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第11により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官(出納長)は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。

3 負担金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。

4 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第12の実績報告検収調書に記入し、負担金交付調書と共に保管しなければならない。

5 都道府県知事は、当該都道府県における最終の負担金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(負担金の返還の期限)

第16条 負担金の返還の期限については、適正化法第18条第1項の場合にあっては、負担金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第2項の場合にあっては、負担金の額の確定の通知の日から20日以内とする。

ただし、当該負担金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を

第14条 都道府県知事は、適正化法第16条の規定に基づき、交付事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付団体に命ずることができる。

(負担金の額の確定)

第15条 都道府県知事は、実績報告書の提出があった場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る交付事業の実施結果が負担金の交付の決定の内容(第9条第1項及び第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれらに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、交付団体に別記様式第10により通知するものとする。

2 都道府県知事は前項の負担金を確定し交付団体に確定通知を行うときは、第7条に定める負担金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第11により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官(出納長)は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。

3 負担金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。

4 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第12の実績報告検収調書に記入し、負担金交付調書と共に保管しなければならない。

5 都道府県知事は、当該都道府県における最終の負担金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(負担金の返還の期限)

第16条 負担金の返還の期限については、適正化法第18条第1項の場合にあっては、負担金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第2項の場合にあっては、負担金の額の確定の通知の日から20日以内とする。

ただし、当該負担金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を

<p>必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合には、負担金の額の確定の通知の日から 90 日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第 17 条 適正化法施行令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、負担金対象施設のうち、単価 50 万円以上のものとし、同第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第 8 条によるものとする。</p> <p>2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した負担金対象施設を適正化法第 22 条の規定に反して使用しようとする場合又は前項に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、都道府県知事を経由し、消防庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。</p> <p>(交付事業及び交付事業により取得した財産の承継等)</p> <p>第 18 条 当該年度の交付事業のほか、前年度の交付事業の事業者（当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の管理者を含む。）の変更については、都道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。</p> <p>2 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受け、前々年度以前の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については当該財産を取得してから 5 年の間は理由を付して都道府県知事に届出なければならない。</p> <p>3 都道府県知事は前条及び前 2 項の処分等があった場合には第 7 条の交付金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。</p> <p>(交付事業の検査等)</p>	<p>必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合には、負担金の額の確定の通知の日から 90 日以内で消防庁長官が別に定める日以内とすることができる。</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第 17 条 適正化法施行令第 13 条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、負担金対象施設のうち、単価 50 万円以上のものとし、同第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第 8 条によるものとする。</p> <p>2 交付事業により取得した財産の管理者は、交付事業により取得した負担金対象施設を適正化法第 22 条の規定に反して使用しようとする場合又は前項に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、都道府県知事を経由し、消防庁長官の承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の承認を受けて当該施設を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。</p> <p>(交付事業及び交付事業により取得した財産の承継等)</p> <p>第 18 条 当該年度の交付事業のほか、前年度の交付事業の事業者（当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の管理者を含む。）の変更については、都道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。</p> <p>2 当該年度若しくは前年度の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更については、消防庁長官の承認を受け、前々年度以前の交付事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については当該財産を取得してから 5 年の間は理由を付して都道府県知事に届出なければならない。</p> <p>3 都道府県知事は前条及び前 2 項の処分等があった場合には第 7 条の交付金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。</p> <p>(交付事業の検査等)</p>
--	--

第 19 条 交付事業は、交付団体の定める財務規則等に基づく検収等に合格のうえ完了するものとし、第 3 条第 4 号の経費に係る代替施設の購入については、交付団体は財産台帳に記録するとともに、仕様書等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第 23 条の規定に基づき負担金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票（別記様式第 13）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第 20 条 第 3 条第 4 号の経費に係る代替施設の購入に当たって、滅失した施設と同等の機能以上のものを付加するときは、交付事業に係る部分と交付事業にならない部分の経費の区分を明確にするるとともに、その内容を明記した書類を第 12 条に定める実績報告書に添付するものとする。

附 則

この要綱は平成 16 年 4 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 28 日消防広 133 号）

この要綱は平成 24 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日消防広第 73 号）

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 7 日消防広第 303 号）

第 19 条 交付事業は、交付団体の定める財務規則等に基づく検収等に合格のうえ完了するものとし、第 3 条第 4 号の経費に係る代替施設の購入については、交付団体は財産台帳に記録するとともに、仕様書等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第 23 条の規定に基づき負担金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票（別記様式第 13）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第 20 条 第 3 条第 4 号の経費に係る代替施設の購入に当たって、滅失した施設と同等の機能以上のものを付加するときは、交付事業に係る部分と交付事業にならない部分の経費の区分を明確にするるとともに、その内容を明記した書類を第 12 条に定める実績報告書に添付するものとする。

附 則

この要綱は平成 16 年 4 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 28 日消防広 133 号）

この要綱は平成 24 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日消防広第 73 号）

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 7 日消防広第 303 号）

この要綱は平成30年11月7日から施行する。

附 則（令和3年3月22日消防広第89号）

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年11月7日から施行する。

(新設)

別表 添付書類一覧表

	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
第3条第1号 (特殊勤務手当、時間外勤務手当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出の根拠となる条例、規則の関係箇所<sup>の</sup>写し</li> <li>別記様式第2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出の根拠となる条例、規則の関係箇所<sup>の</sup>写し</li> <li>支出の根拠となる時間外勤務命令簿等及び旅行命令簿<sup>の</sup>写し</li> </ul>
第3条第2号 (旅費)		
第3条第3号 (修繕料、役務費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第3-1</li> <li>見積書又はそれに代わる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書又は請書の写し</li> <li>納品書の写し</li> </ul>
第3条第4号 (代替施設の購入費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第3-2</li> <li>車両等を損傷した時の状況のわかる書類(てん末書)</li> <li>損傷した車両等の写真又はそれに代わる書類</li> <li>損傷した車両等の仕様書及び購入時の契約書の写し又はそれらに代わる書類</li> <li>購入しようとする車両等の仕様書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書の写し・納品書の写し</li> <li>検収調書の写し</li> <li>自動車検査証等の写し</li> <li>施設とその配置場所を明示する写真</li> </ul>
第3条第5号 (燃料費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第4-1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令書、精算書等、その支出を証明する書類<sup>の</sup>写し</li> </ul>
第3条第6号 (消耗品費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第4-2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令書、精算書等、その支出を証明する書類<sup>の</sup>写し</li> </ul>
第3条第7号 (賃借料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第4-3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令書、精算書等、その支出を証明する書類<sup>の</sup>写し</li> </ul>
第3条第8号 (その他 <sup>の</sup> 物件費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第4-4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令書、精算書等、その支出を証明する書類<sup>の</sup>写し</li> </ul>

注 その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

別表 添付書類一覧表

	交付申請書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
第3条第1号 (特殊勤務手当、時間外勤務手当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出の根拠となる条例、規則の関係箇所<sup>の</sup>写し</li> <li>別記様式第2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出の根拠となる条例、規則の関係箇所<sup>の</sup>写し</li> <li>支出の根拠となる時間外勤務命令簿等及び旅行命令簿<sup>の</sup>写し</li> </ul>
第3条第2号 (旅費)		
第3条第3号 (修繕料、役務費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第3</li> <li>見積書又はそれに代わる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書又は請書の写し</li> <li>納品書の写し</li> </ul>
第3条第4号 (代替施設の購入費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第3</li> <li>車両等を損傷した時の状況のわかる書類(てん末書)</li> <li>損傷した車両等の写真又はそれに代わる書類</li> <li>損傷した車両等の仕様書及び購入時の契約書の写し又はそれらに代わる書類</li> <li>購入しようとする車両等の仕様書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書の写し・納品書の写し</li> <li>検収調書の写し</li> <li>自動車検査証等の写し</li> <li>施設とその配置場所を明示する写真</li> </ul>
第3条第5号 (燃料費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式第4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書の写し又はそれに代わる書類</li> </ul>
第3条第6号 (消耗品費)		<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書の写し又はそれに代わる書類</li> </ul>
第3条第7号 (賃借料)		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書の写し</li> <li>領収書の写し</li> </ul>
第3条第8号 (その他物件費)		<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書の写し又はそれに代わる書類</li> </ul>

注 その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

別記様式第1

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）の交付申請書

標記負担金の交付を受けたいので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 出動した災害

災害名		
出動先市町村		
出動指示を受けた年月日		年 月 日
出動した 期間等	出動した日時	年 月 日 時 分
	帰署（所）した日時	年 月 日 時 分
	期間	日間

2 交付事業の内容（別紙）

3 負担金交付申請額

4 交付事業完了の予定日

5 添付書類

問い合わせ先

本件責任者役職・氏名： \_\_\_\_\_ 本件担当者役職・氏名： \_\_\_\_\_  
 TEL： \_\_\_\_\_  
 Mail： \_\_\_\_\_

別記様式第1

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）の交付申請書

標記負担金の交付を受けたいので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 出動した災害

災害名		
出動先市町村		
出動指示を受けた年月日		年 月 日
出動した 期間等	出動した日時	年 月 日 時 分
	帰署（所）した日時	年 月 日 時 分
	期間	日間

2 交付事業の内容（別紙）

3 負担金交付申請額

4 交付事業完了の予定日

5 添付書類

別紙

交付事業の内容

(単位:円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
うちア(特殊勤務手当)	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
うちア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
イ(日当)	人分	
ウ(宿泊費、食卓料)	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		
第3条第4号経費(代替施設の購入費)		
第3条第5号経費(燃料費)		
第3条第6号経費(消耗品費)		
第3条第7号経費(賃借料)		
第3条第8号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		

別紙

交付事業の内容

(単位:円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
うちア(特殊勤務手当)	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
うちア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
イ(日当)	人分	
ウ(宿泊費等)	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		
第3条第4号経費(代替施設の購入費)		
第3条第5号経費(燃料費)		
第3条第6号経費(消耗品費)		
第3条第7号経費(賃借料)		
第3条第8号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		



申請上の留意事項

- ア 災害名には、消防組織法に基づき出動を指示された災害の名称を記入すること。
- イ 出動先市町村は、出動した先の市町村名を記入すること。複数ある場合には、コンマで区切って、全て記入すること。例えば、「〇〇県〇〇市及び△△町、□□府××市」等の記載例によること。
- ウ 出動した日時及び帰署(所)した日時は、最初に出動した隊が消防本部を出発した日時及び最後に帰還した隊が消防本部に到着した日時を記入すること。
- エ 別紙の交付事業の内容については、要綱第3条各号に掲げられた費目ごとに、その内容と金額を記入すること。
  - ・第1号経費 内容の欄には、何人分の手当かを記入すること。ア～オには、各手当ごとの内訳を記入すること（金額の欄について、アからオの計が、第1号経費の金額と一致すること）。手当について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
  - ・第2号経費 内容の欄には、何人分の旅費かを記入すること。ア～ウには、各旅費ごとの内訳を記入すること（金額の欄について、アからウの計が、第2号経費の金額と一致すること）。旅費について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
  - ・第3号経費 内容の欄には、修繕料、役務費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台の修繕料」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
  - ・第4号経費 内容の欄には、購入費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
  - ・第5号経費 内容の欄には、燃料費について、その概要を記入すること。例えば、「車両用ガソリン」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
  - ・第6号経費 内容の欄には、消耗品費について、その概要を記入すること。例えば、「泡消火薬剤」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
  - ・第7号経費 内容の欄には、賃借料について、その概要を記入すること。例えば、「車両の賃借料」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
  - ・第8号経費 内容の欄には、その他の物件費について、その概要を記入すること。例えば、「食糧費ほか」等の記載例によること。うち食糧費の項の内容の欄には、「軽食、飲料水等」等の記載例によること。うちその他の項の内容の欄には、「通信費」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- オ 「交付事業完了の予定日」については、要綱第3条各号に掲げる経費に係る事業について、財務規則等に基づく検収等の完了する予定日のうち最も遅い日を記入すること。

申請上の留意事項

- ア 災害名には、消防組織法に基づき出動を指示された災害の名称を記入すること。
- イ 出動先市町村は、出動した先の市町村名を記入すること。複数ある場合には、コンマで区切って、全て記入すること。例えば、「〇〇県〇〇市及び△△町、□□府××市」等の記載例によること。
- ウ 出動した日時及び帰署(所)した日時は、最初に出動した隊が消防本部を出発した日時及び最後に帰還した隊が消防本部に到着した日時を記入すること。
- エ 別紙の交付事業の内容については、要綱第3条各号に掲げられた費目ごとに、その内容と金額を記入すること。
  - ・第1号経費 内容の欄には、何人分の手当かを記入すること。ア～オには、各手当ごとの内訳を記入すること（金額の欄について、アからオの計が、第1号経費の金額と一致すること）。手当について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
  - ・第2号経費 内容の欄には、何人分の旅費かを記入すること。ア～ウには、各旅費ごとの内訳を記入すること（金額の欄について、アからウの計が、第2号経費の金額と一致すること）。旅費について、支給された隊員ごとの内訳について、別記様式第2に記入すること。
  - ・第3号経費 内容の欄には、修繕料、役務費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台の修繕料」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
  - ・第4号経費 内容の欄には、購入費について、その概要を記入すること。例えば、「消防ポンプ自動車1台」等の記載例によること。その積算等について別記様式第3に記入すること。
  - ・第5号経費 内容の欄には、燃料費について、その概要を記入すること。例えば、「車両用ガソリン」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
  - ・第6号経費 内容の欄には、消耗品費について、その概要を記入すること。例えば、「泡消火薬剤」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
  - ・第7号経費 内容の欄には、賃借料について、その概要を記入すること。例えば、「車両の賃借料」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
  - ・第8号経費 内容の欄には、その他の物件費について、その概要を記入すること。例えば、「食糧費ほか」等の記載例によること。うち食糧費の項の内容の欄には、「軽食、飲料水等」等の記載例によること。うちその他の項の内容の欄には、「通信費」等の記載例によること。その積算等について別記様式第4に記入すること。
- オ 「交付事業完了の予定日」については、要綱第3条各号に掲げる経費に係る事業について、財務規則等に基づく検収等の完了する予定日のうち最も遅い日を記入すること。



2. 地方公共団体への協力要請状況

協力要請先 (地方公共団体名)	
協力要請日	— 年 月 日
協力要請内容	

2. 地方公共団体への協力要請状況

協力要請先 (地方公共団体名)	
協力要請日	平成 年 月 日
協力要請内容	

3. 隊員ごとの手当及び旅費の支給状況

		番号	1	2	3	4	5	
手当等	氏名							計
特殊勤務手当								
		小計						
時間外勤務手当	125/100	支給額						
	150/100	支給額						
	135/100	支給額						
	160/100	支給額						
	175/100	支給額						
	振替25/100	支給額						
	振替50/100	支給額						
		支給額						
	支給額							
	小計							
管理職特別勤務手当								
夜間勤務手当25/100	支給額							
休日勤務手当135/100	支給額							
手当計								
旅費	鉄道賃・航空賃等							
	日当							
	宿泊費							
	食卓料							
旅費計								
合計								
出勤日数								

3. 隊員ごとの手当及び旅費の支給状況

(単位:円)

手当等	氏名					計
特殊勤務手当						
		計				
時間外勤務手当	平日 (1.25)					
	平日深夜 (1.50)					
	休日 (1.35)					
	休日深夜 (1.60)					
	振替 (0.25)					
	60時間超 (1.50)					
	60時間超深夜 (1.75)					
	60時間超振替 (0.50)					
	計					
管理職員特別勤務手当						
夜間勤務手当						
休日勤務手当						
手当計						
旅費	鉄道賃・航空賃等					
	日当					
	宿泊費					
	食卓料					
旅費計						
合計						円
出勤日数						延べ 人・日

申請上の留意事項

- ア 1の「緊急消防援助隊出動状況表」については、緊急消防援助隊運用要綱に規定する活動報告内容と合致すること。
- イ 2は緊急消防援助隊の活動に協力するよう要請した相手先（地方公共団体）、協力要請日及び協力要請内容を記入すること。
- ウ 3の「隊員ごとの手当及び旅費の支給状況」では、隊員ごとに、手当、旅費の支給状況を記入すること。
- ・ 特殊勤務手当とは、NBC災害等特殊災害への対応に係る手当や緊急消防援助隊としての出動手当など、条例に基づき支給されたものをいう。
  - ・ 手当については、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間手当、休日勤務手当ごとに、それぞれ交付団体の条例に基づき支給された金額を記入すること。
  - ・ 時間外勤務手当については、緊急消防援助隊の活動（出動前の車両の点検等の準備を含む。）に係るものに限定し申請すること。
  - ・ 時間外勤務にあたる時間帯にて休憩（食事時間・仮眠時間など）を取っている場合は、その時間は申請から除くこと。
- エ 旅費については、鉄道賃・航空賃等、日当、宿泊費、食卓料ごとに、それぞれ、交付団体の条例に基づき支給された金額を記入すること。鉄道賃・航空賃等については、交替要員等が鉄道、航空機等を利用した場合の経費であり、車両等に同乗して出動する場合には、必要ないこと。宿泊費については、宿泊施設を交付団体が借り上げる場合には、必要ないこと。日当及び食卓料については、食糧費が別途支出されている場合には、それらと区別されるものであること。
- オ 出動日数については、隊員ごとに、旅費の積算の基礎となった日数を記入すること。

申請上の留意事項

- ア 1の「緊急消防援助隊出動状況表」については、緊急消防援助隊運用要綱に規定する活動報告内容と合致すること。
- イ 2は緊急消防援助隊の活動に協力するよう要請した相手先（地方公共団体）、協力要請日及び協力要請内容を記入すること。
- ウ 3の「隊員ごとの手当及び旅費の支給状況」では、隊員ごとに、手当、旅費の支給状況を記入すること。
- ・ 特殊勤務手当とは、NBC災害等特殊災害への対応に係る手当や緊急消防援助隊としての出動手当など、条例に基づき支給されたものをいう。
  - ・ 手当については、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間手当、休日勤務手当ごとに、それぞれ交付団体の条例に基づき支給された金額を記入すること。
  - ・ 時間外勤務手当については、緊急消防援助隊の活動（出動前の車両の点検等の準備を含む。）に係るものに限定し申請すること。
  - ・ 時間外勤務にあたる時間帯にて休憩（食事時間・仮眠時間など）を取っている場合は、その時間は申請から除くこと。
- エ 旅費については、鉄道賃・航空賃等、日当、宿泊費、食卓料ごとに、それぞれ、交付団体の条例に基づき支給された金額を記入すること。鉄道賃・航空賃等については、交替要員等が鉄道、航空機等を利用した場合の経費であり、車両等に同乗して出動する場合には、必要ないこと。宿泊費については、宿泊施設を交付団体が借り上げる場合には、必要ないこと。日当及び食卓料については、食糧費が別途支出されている場合には、それらと区別されるものであること。
- オ 出動日数については、隊員ごとに、旅費の積算の基礎となった日数を記入すること。

## 緊急消防援助隊の施設に係る修繕料、役務費及び代替施設の購入費

## 1 第3条第3号経費(修繕料及び役務費)

合計

添付文書 番号	施設	必要とする理由	積算		
			単価	数量	金額(税込)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

## 記載上の注意

- 1について、修繕料及び役務費(点検費、運搬費等)の対象となった「施設」の名称、「必要とする理由」、「金額」、「積算」について、それぞれ記入すること。
- 修繕料、代替施設の購入費は、地方公共団体が支給しなければならない場合の経費であり、隊員の故意又は重大な過失によるものについては、含まれないものであること。

## 緊急消防援助隊の施設に係る修繕料、役務費及び代替施設の購入費

## 1 第3条第3号経費(修繕料及び役務費)

施設	必要とする理由	金額	積算

## 2 第3条第4号経費(代替施設の購入費)

滅失した施設	滅失した日時 及び状況	滅失した施設の 購入年月日及び 購入金額	購入しようとする代替施設の見積額

## 記載上の注意

- ア 1について、修繕料及び役務費(点検費、運搬費等)の対象となった「施設」の名称、「必要とする理由」、「金額」、「積算」について、それぞれ記入すること。
- イ 2について、緊急消防援助隊の活動のために使用したことにより「滅失した施設」の名称、「滅失した日時及び状況」、「滅失した施設の購入年月日及び購入金額」、「購入しようとする代替施設の見積額」について、それぞれ記入すること。
- ウ 修繕料、代替施設の購入費は、地方公共団体が支給しなければならない場合の経費であり、隊員の故意又は重大な過失によるものについては、含まれないものであること。

緊急消防援助隊の施設に係る修繕料、役務費及び代替施設の購入費

2 第3条第4号経費(代替施設の購入費)

合計

添付文書 番号	滅失した施設	滅失した日時及び状況		滅失した施設の購入年月日及び購入金額		購入しようとする代替施設の見積額		
		滅失した日時	滅失した状況	滅失した施設の購入年月日	滅失した施設の購入金額	単価	数量	金額(税込)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

記載上の注意  
 2について、緊急消防援助隊の活動のために使用したことにより「滅失した施設」の名称、「滅失した日時及び状況」、「滅失した施設の購入年月日及び購入金額」、「購入しようとする代替施設の見積額」について、それぞれ記入すること。  
 修繕料、代替施設の購入費は、地方公共団体が支給しなければならない場合の経費であり、隊員の故意又は重大な過失によるものについては、含まれないものであること。

別記様式第4-1

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第5号経費 (燃料費)		下表のとおり

記載上の注意

○ 車両用のガソリン、航空燃料、その他に分けて、その積算を記入すること。

計						0円						計						0円						計						0円					
添付書類 番号	用途	品名	単価	数量	金額 (税込)	添付書類 番号	用途	品名	単価	数量	金額 (税込)	添付書類 番号	用途	品名	単価	数量	金額 (税込)	添付書類 番号	用途	品名	単価	数量	金額 (税込)	添付書類 番号	用途	品名	単価	数量	金額 (税込)						
1-1	車両用					2-1	航空					3-1	その他					3-1	その他					3-1	その他										
1-2	車両用					2-2	航空					3-2	その他					3-2	その他					3-2	その他										
1-3	車両用					2-3	航空					3-3	その他					3-3	その他					3-3	その他										
1-4	車両用					2-4	航空					3-4	その他					3-4	その他					3-4	その他										
1-5	車両用					2-5	航空					3-5	その他					3-5	その他					3-5	その他										
1-6	車両用					2-6	航空					3-6	その他					3-6	その他					3-6	その他										
1-7	車両用					2-7	航空					3-7	その他					3-7	その他					3-7	その他										
1-8	車両用					2-8	航空					3-8	その他					3-8	その他					3-8	その他										
1-9	車両用					2-9	航空					3-9	その他					3-9	その他					3-9	その他										
1-10	車両用					2-10	航空					3-10	その他					3-10	その他					3-10	その他										
1-11	車両用					2-11	航空					3-11	その他					3-11	その他					3-11	その他										
1-12	車両用					2-12	航空					3-12	その他					3-12	その他					3-12	その他										
1-13	車両用					2-13	航空					3-13	その他					3-13	その他					3-13	その他										
1-14	車両用					2-14	航空					3-14	その他					3-14	その他					3-14	その他										
1-15	車両用					2-15	航空					3-15	その他					3-15	その他					3-15	その他										
1-16	車両用					2-16	航空					3-16	その他					3-16	その他					3-16	その他										
1-17	車両用					2-17	航空					3-17	その他					3-17	その他					3-17	その他										
1-18	車両用					2-18	航空					3-18	その他					3-18	その他					3-18	その他										
1-19	車両用					2-19	航空					3-19	その他					3-19	その他					3-19	その他										
1-20	車両用					2-20	航空					3-20	その他					3-20	その他					3-20	その他										

別記様式第4

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等	
第3条第5号 経費 (燃料費)		ガソリン単価 円×使用量 % =	
第3条第6号 経費 (消耗品費)		航空燃料	
		その他	
第3条第7号 経費 (賃借料)		賃借した施設 の相手方 積算	宿泊施設
		賃借した施設 の相手方 積算	車両
		賃借した施設 の相手方 積算	その他
第3条第8号 経費 (その他の物 件費)		(食糧費)	
		(その他)	

記載上の注意

- ア 第3条第5号経費(燃料費)の積算等の欄には、車両用のガソリン、航空燃料、その他に分けて、その積算を記入すること。
- イ 第3条第6号経費(消耗品)の積算等の欄には、消耗品の種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。
- ウ 第3条第7号経費(賃借料)の積算等の欄には、賃借した施設の種類ごとに、賃借した施設、契約の相手方、積算について記入すること。
- エ 第3条第8号経費(その他物件費)の積算等の欄には、「食糧費」と「その他」に分けて、それぞれの種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。



別記様式第4-2

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第6号経費 (消耗品費)		下表のとおり

記載上の注意

○ 消耗品の種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。

合計	0円
----	----

添付書類 番号	品名	単価	数量	金額 (税込)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

別記様式第4-3

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第7号経費 (賃借料)		下表のとおり

記載上の注意

○ 賃借した施設の種類ごとに、賃借した施設、契約の相手方、積算について記入すること。

合計	0円
----	----

添付書類 番号	区分	賃借した施設	契約相手	単価	数量	金額 (税込)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別記様式第4-4

緊急消防援助隊の活動に要した燃料費、消耗品費、賃借料等

費目	金額	積算等
第3条第8号経費 (その他の物件費)		下表のとおり

記載上の注意

○「食糧費」と「その他」に分けて、それぞれの種類ごとに添付書類と突合する形で金額等を記入すること。

合計	0円
----	----

添付書類 番号	区分	品名	単価	数量	金額 (税込)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

別記様式第5		負担金交付調書 (年度)														都道府県名			
申請年度	申請区分	申請種別	負担金額										交付決定年度	交付決定年度	変更年度	変更年度	確定年度	確定年度	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10							

(注) 1 負担金額欄については、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第3条第4号の経費に係る代替施設を購入した場合に記入すること。  
 2 本調書は1部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。

別記様式第5

負担金交付調書 (年度)

都道府県名

(単位:円)

地方公共団体名	負担金額	交付決定番号	交付決定年月日	変更内容 廃止理由	変更等承認年月日	確定額	確定番号	確定年月日	処分制限期間

(注) 1 処分制限期間については、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第3条第4号の経費に係る代替施設を購入した場合に記入すること。  
 2 本調書は1部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。

別記様式第6

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

\_\_\_\_ 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業  
に係る事業内容の変更承認申請書

\_\_\_\_ 年 月 日付け消防指第 \_\_\_\_ 号により交付決定された\_\_\_\_ 年度緊急  
消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業に係る事業の内容を変更したいので、緊急  
消防援助隊活動費負担金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請する。

- 1 交付事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする交付事業の内容（別紙）
- 3 変更しようとする交付事業完了の予定日  
変更後の完了予定日  
当初申請時の完了予定日
- 4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類（別記様式第2～第4及び関連書類。別表「添付書類一覧表」参照。）を添付すること。）

問合せ先

本件責任者役職・氏名： \_\_\_\_\_ 本件担当者役職・氏名： \_\_\_\_\_  
 TEL： \_\_\_\_\_  
 Mail： \_\_\_\_\_

別記様式第6

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

平成 \_\_\_\_ 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業  
に係る事業内容の変更承認申請書

平成 \_\_\_\_ 年 月 日付け消防指第 \_\_\_\_ 号により交付決定された平成 \_\_\_\_ 年度緊急  
消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業に係る事業の内容を変更したいので、緊急  
消防援助隊活動費負担金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請する。

- 1 交付事業の内容を変更しようとする理由
- 2 変更しようとする交付事業の内容（別紙）
- 3 変更しようとする交付事業完了の予定日  
変更後の完了予定日  
当初申請時の完了予定日
- 4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類（別記様式第2～第4及び関連書類。別表「添付書類一覧表」参照。）を添付すること。）

(別紙)  
(単位:円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
	人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
	人分	
うち ア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
	人分	
イ(日当)	人分	
	人分	
ウ(宿泊費、食卓料)	人分	
	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		
第3条第4号経費(代替施設の購入費)		
第3条第5号経費(燃料費)		
第3条第6号経費(消耗品費)		
第3条第7号経費(賃借料)		
第3条第8号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		

記載上の注意

- ア 別紙(変更しようとする交付事業の内容)については、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。なお、合計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。
- イ 添付書類のうち、別記様式第2～第4に変更がある場合には、それぞれ、変更があった箇所及び合計欄について、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。

(別紙)  
(単位:円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
	人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
	人分	
うち ア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
	人分	
イ(日当)	人分	
	人分	
ウ(宿泊費等)	人分	
	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		
第3条第4号経費(代替施設の購入費)		
第3条第5号経費(燃料費)		
第3条第6号経費(消耗品費)		
第3条第7号経費(賃借料)		
第3条第8号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		

記載上の注意

- ア 別紙(変更しようとする交付事業の内容)については、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。なお、合計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。
- イ 添付書類のうち、別記様式第2～第4に変更がある場合には、それぞれ、変更があった箇所及び合計欄について、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書きとすること。

別記様式第7

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_ 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業  
の  中止  廃止 の承認申請書

\_\_\_\_ 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された \_\_\_\_ 年度緊急  
消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業に係る事業を  中止  廃止 したいので、緊急消防  
援助隊活動費負担金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 交付事業を  中止  廃止 しようとする理由

2  中止  廃止 しようとする交付事業の内容

記載上の注意

第3条第3号の経費に係る修繕等又は同条第4号の経費に係る代替施設の購入を中止  
又は廃止しようとする場合に、本様式により申請することとし、その理由及び内容を記入  
すること。

問合せ先

本件責任者役職・氏名： \_\_\_\_\_ 本件担当者役職・氏名： \_\_\_\_\_  
TEL： \_\_\_\_\_  
Mail： \_\_\_\_\_

別記様式第7

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名 \_\_\_\_\_ 

平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業  
の  中止  廃止 の承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 平成 年度緊急  
消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業に係る事業を  中止  廃止 したいので、緊急消防  
援助隊活動費負担金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、次のとおり申請する。

1 交付事業を  中止  廃止 しようとする理由

2  中止  廃止 しようとする交付事業の内容

記載上の注意

第3条第3号の経費に係る修繕等又は同条第4号の経費に係る代替施設の購入を中止  
又は廃止しようとする場合に、本様式により申請することとし、その理由及び内容を記入  
すること。

別記様式第 8

番 号  
年 月 日

消防庁長官  
都道府県知事 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業  
の遅延報告について

年 月 日付け消防指第 号により交付決定された 年度緊急  
消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業について

事業が予定の期間内に完了し難くなった  
事業が年度内に完了し難くなった  
事業の遂行が困難になった  
ので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要  
綱第 9 条第 5 項の規定に基づき報告する。

1 予定の期間まで  
年度内に完了しない理由（交付事業の遂行が困難となった場合を含む。）

2 交付事業の施行の経過

3 交付事業の完了予定日  
変更後の完了予定日  
当初申請時の完了予定日

問合せ先

本件責任者役職・氏名： 本件担当者役職・氏名：  
TEL：  
Mail：

別記様式第 8

番 号  
年 月 日

消防庁長官  
都道府県知事 殿

交付団体の名称  
その長の職、氏名

平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業  
の遅延報告について

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度緊急  
消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業について

事業が予定の期間内に完了し難くなった  
事業が年度内に完了し難くなった  
事業の遂行が困難になった  
ので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要  
綱第 9 条第 5 項の規定に基づき報告する。

1 予定の期間まで  
年度内に完了しない理由（交付事業の遂行が困難となった場合を含む。）

2 交付事業の施行の経過

3 交付事業の完了予定日  
変更後の完了予定日  
当初申請時の完了予定日



別記様式第9

番 号  
年 月 日

消防庁長官  
都道府県知事

交付団体の名称  
その長の職、氏名

年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業  
実績報告書

年 月 日付け 第 号で申請し、年 月 日付け消  
防指第 号により交付決定された平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）  
交付事業につき、

完了  
廃止

したので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第12条の規定に基  
会計年度が終了  
づき、次のとおり報告する。

- 1 交付事業の実績内容（別紙1及び2）
- 2 確定を受けようとする負担金の額 円
- 3 交付事業完了日
- 4 交付事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の交付事業の遂行に関する計画
- 5 添付書類

問合せ先

本件責任者役職・氏名： 本件担当者役職・氏名：  
TEL：  
Mail：

別記様式第9

番 号  
年 月 日

消防庁長官  
都道府県知事

交付団体の名称  
その長の職、氏名

平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業  
実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で申請し、平成 年 月 日付け消  
防指第 号により交付決定された平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）  
交付事業につき、

完了  
廃止

したので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第12条の規定に基  
会計年度が終了  
定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 交付事業の実績内容（別紙1及び2）
- 2 確定を受けようとする負担金の額 円
- 3 交付事業完了日
- 4 交付事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の交付事業の遂行に関する計画
- 5 添付書類

## 別紙1

交付事業の実績(その1)

(単位:円)

費 目	金 額	変更の有無	摘要
第3条第1号経費(手当)			
うち ア(特殊勤務手当)			
イ(時間外勤務手当)			
ウ(管理職員特別勤務手当)			
エ(夜間勤務手当)			
オ(休日勤務手当)			
第3条第2号経費(旅費)			
うち ア(鉄道賃・航空賃等)			
イ(日当)			
ウ(宿泊費、 <u>食卓料</u> )			
第3条第3号経費(修繕料、役務費)			
第3条第4号経費(代替施設の購入費)			
第3条第5号経費(燃料費)			
第3条第6号経費(消耗品費)			
第3条第7号経費(賃借料)			
第3条第8号経費(その他の物件費)			
うち 食糧費			
うち その他			
合 計			

## 別紙1

交付事業の実績(その1)

(単位:円)

費 目	金 額	変更の有無	摘要
第3条第1号経費(手当)			
うち ア(特殊勤務手当)			
イ(時間外勤務手当)			
ウ(管理職員特別勤務手当)			
エ(夜間勤務手当)			
オ(休日勤務手当)			
第3条第2号経費(旅費)			
うち ア(鉄道賃・航空賃等)			
イ(日当)			
ウ(宿泊費等)			
第3条第3号経費(修繕料、役務費)			
第3条第4号経費(代替施設の購入費)			
第3条第5号経費(燃料費)			
第3条第6号経費(消耗品費)			
第3条第7号経費(賃借料)			
第3条第8号経費(その他の物件費)			
うち 食糧費			
うち その他			
合 計			

## 別紙2

交付事業の実績(その2)

(単位:円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
	人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
	人分	
うち ア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
	人分	
イ(日当)	人分	
	人分	
ウ(宿泊費、食卓料)	人分	
	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		
第3条第4号経費(代替施設の購入費)		
第3条第5号経費(燃料費)		
第3条第6号経費(消耗品費)		
第3条第7号経費(賃借料)		
第3条第8号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		

## 別紙2

交付事業の実績(その2)

(単位:円)

費 目	内 容	金 額
第3条第1号経費(手当)	人分	
	人分	
うち ア(特殊勤務手当)	人分	
	人分	
イ(時間外勤務手当)	人分	
	人分	
ウ(管理職員特別勤務手当)	人分	
	人分	
エ(夜間勤務手当)	人分	
	人分	
オ(休日勤務手当)	人分	
	人分	
第3条第2号経費(旅費)	人分	
	人分	
うち ア(鉄道賃・航空賃等)	人分	
	人分	
イ(日当)	人分	
	人分	
ウ(宿泊費等)	人分	
	人分	
第3条第3号経費(修繕料、役務費)		
第3条第4号経費(代替施設の購入費)		
第3条第5号経費(燃料費)		
第3条第6号経費(消耗品費)		
第3条第7号経費(賃借料)		
第3条第8号経費(その他の物件費)		
うち 食糧費		
うち その他		
合 計		

申請上の留意事項

- ア 記載方法は、別記様式第1の別紙（交付事業の内容）の記載例によること。別紙1（交付事業の実績（その1））については、費目ごとの金額を記入の上、「変更の有無」欄には、要綱第9条第3項に規定する軽微な変更の有無を記入し、軽微な変更がある場合は、その理由を「摘要」欄に記入し、変更内容について、別紙2（交付事業の実績（その2））に記入すること。
- イ 別紙2（交付事業の実績（その2））の記載方法は、別記様式第6の別紙（変更しようとする交付事業の内容）の記載例によること。また、変更内容に係る別記様式第2～第4及び関連資料を添付すること。

申請上の留意事項

- ア 記載方法は、別記様式第1の別紙（交付事業の内容）の記載例によること。別紙1（交付事業の実績（その1））については、費目ごとの金額を記入の上、「変更の有無」欄には、要綱第9条第3項に規定する軽微な変更の有無を記入し、軽微な変更がある場合は、その理由を「摘要」欄に記入し、変更内容について、別紙2（交付事業の実績（その2））に記入すること。
- イ 別紙2（交付事業の実績（その2））の記載方法は、別記様式第6の別紙（変更しようとする交付事業の内容）の記載例によること。また、変更内容に係る別記様式第2～第4及び関連資料を添付すること。

別記様式第10

番 号  
年 月 日

殿

消防庁長官

都道府県知事

\_\_\_\_ 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）  
確定通知書

\_\_\_\_ 年 月 日付け第 \_\_\_\_ 号により報告された \_\_\_\_ 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業に係る負担金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 \_\_\_\_ 円に確定したので通知する。

問合せ先

本件責任者役職・氏名： \_\_\_\_\_ 本件担当者役職・氏名： \_\_\_\_\_  
TEL： \_\_\_\_\_  
Mail： \_\_\_\_\_

別記様式第10

番 号  
年 月 日

殿

消防庁長官

都道府県知事



平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）  
確定通知書

平成 年 月 日付け第 \_\_\_\_ 号により報告された 平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）交付事業に係る負担金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 \_\_\_\_ 円に確定したので通知する。

別記様式第 1 1

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

都道府県知事 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_ 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）  
の確定について（報告）

標記負担金について、今回次のおり負担金の額を確定しましたので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第 15 条に基づき報告します。

1 確定状況（第 \_\_\_\_ 回）

（単位：円）

交付決定額 A	前回までの 確定額 B	今回確定額 C	確定総額 B+C	確定減額	残 額 A-B-C

2 今回確定内訳

（単位：円）

団体名	交付決定額	確 定 額	確定減額
合計			

3 別添 実績報告検取調書（最終回のみ）

問合せ先

本件責任者役職・氏名： \_\_\_\_\_ 本件担当者役職・氏名： \_\_\_\_\_  
 TEL： \_\_\_\_\_  
 Mail： \_\_\_\_\_

別記様式第 1 1

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

都道府県知事 \_\_\_\_\_ 

平成 年度緊急消防援助隊活動費負担金（災害名）  
の確定について（報告）

標記負担金について、今回次のおり負担金の額を確定しましたので、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱第 15 条に基づき報告します。

1 確定状況（第 \_\_\_\_ 回）

（単位：円）

交付決定額 A	前回までの 確定額 B	今回確定額 C	確定総額 B+C	確定減額	残 額 A-B-C

2 今回確定内訳

（単位：円）

団体名	交付決定額	確 定 額	確定減額
合計			

3 別添 実績報告検取調書（最終回のみ）

実績報告検収調書 ( 年度)

地 方	交 付	交付事業	添付書類																				
			1号		2号		3号		4号			5号	6号	7号		8号							
			支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写	支出の根拠となる時間外勤務命令書等の写	支出の根拠となる旅行命令書の写	契約書又は請書の写	納品書の写	契約書の写	検収調書の写	自動車検査証等の写	施設とその配置場所を明示する写真	領収書の写	領収書の写	契約書の写	領収書の写	領収書の写							
団体名	費 目	年 月 日																					

(記載上の注意)

- 1 地方公共団体名については、負担金交付調書の記載順に記入する。
- 2 交付対象費目は、負担金が交付される費目について、要綱第3条各号のいずれかの費目であるか記入すること。例えば、「1号、2号、3号、5号、6号、8号」等の記載例によること。
- 3 添付書類の欄は、交付事業に関する必要な書類が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

実績報告検収調書 ( 年度)

地 方	交 付	交付事業	添付書類																				
			1号		2号		3号		4号			5号	6号	7号		8号							
			支出の根拠となる条例、規則の関係箇所の写	支出の根拠となる時間外勤務命令書等の写	支出の根拠となる旅行命令書の写	契約書又は請書の写	納品書の写	契約書の写	検収調書の写	自動車検査証等の写	施設とその配置場所を明示する写真	領収書の写	領収書の写	契約書の写	領収書の写	領収書の写							
団体名	費 目	年 月 日																					

(記載上の注意)

- 1 地方公共団体名については、負担金交付調書の記載順に記入する。
- 2 交付対象費目は、負担金が交付される費目について、要綱第3条各号のいずれかの費目であるか記入すること。例えば、「1号、2号、3号、5号、6号、8号」等の記載例によること。
- 3 添付書類の欄は、交付事業に関する必要な書類が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

別記様式第13

表 面

6.5cm

↑

第 号  
年 月 日発行

官 職 氏 名  
年 月 日生

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

総務大臣  
(都道府県知事)

↓

問合せ先  
本件責任者役職・氏名： \_\_\_\_\_ 本件担当者役職・氏名： \_\_\_\_\_  
TEL： \_\_\_\_\_  
Mail： \_\_\_\_\_

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
(昭和30年法律第179号) 抜すい

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第26条 (略)

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

( ) 内は都道府県知事が発行する場合

別記様式第13

表 面

6.5cm

↑

第 号  
年 月 日発行

官 職 氏 名  
年 月 日生

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

総務大臣  
(都道府県知事)

↓

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
(昭和30年法律第179号) 抜すい

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第26条 (略)

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

( ) 内は都道府県知事が発行する場合



※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第4条)

記入例  
(例1第1報)

# 緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●

<input checked="" type="radio"/> 応援等の要請	増隊要請 (第 報)
送信時間	令和 3 年 4 月 1 日 9 時 30 分

消防庁長官 殿

岡山県知事

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日9時15分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	令和 3 年 4 月 1 日 8 時 0 分頃
災害発生場所	岡山県 都道府県 倉敷市 市区町村
応援等要請日時	令和 3 年 4 月 1 日 9 時 15 分
災害の状況	前線による大雨に伴う被害 (大規模土砂崩れによる民家等の全壊多数)
活動を要望する地域	倉敷市〇〇町中心(※確認中)
要望する活動	土砂崩れ現場からの捜索・救助

## ・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	<input checked="" type="radio"/> 出動可能な全隊	<input type="radio"/> 一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	救助小隊を中心とした編成 (救急小隊は、需要が少ない。)	
必要な隊、資機材	土砂災害に対応できる資機材	
	重機、バギー、ドローン	

## ・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	● ・指揮支援隊:倉敷市消防局本部庁舎での活動を予定 ・航空指揮支援隊:岡山県消防防災航空センター及びFBでの活動を予定
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	● ・航空小隊:情報収集をメインに想定
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

## <連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第

記入例  
(例1第2報)

# 緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●

応援等の要請

● 増隊要請 (第1報)

送信時間

令和 3 年 4 月 1 日 13 時 0 分

消防庁長官 殿

岡山県知事

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日12時50分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	令和 3 年 4 月 1 日 8 時 0 分頃
災害発生場所	岡山県 都道府県 倉敷市 市区町村
応援等要請日時	令和 3 年 4 月 1 日 12 時 50 分
災害の状況	前線による大雨に伴う被害 (大規模な土砂災害に加え、新たに市街地の広範囲の浸水が発生)
活動を要望する地域	主な浸水地域: ××地区
要望する活動	浸水地域におけるヘリ、ゴムボート等による救出

## ・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	● 出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	浸水地域で対応可能な編成 ※増隊要請	
必要な隊、資機材	ゴムボート、水上オートバイ等	
	救助小隊	
	救急小隊	

## ・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	● 指揮支援隊: 浸水地域の現地合同調整所において活動を予定 ※増隊要請
	指揮支援隊 ●	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊 ●	● 航空小隊: 救助ミッションをメインに予定 ※増隊要請
	航空後方支援小隊 ●	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		● 航空後方支援小隊: 岡山県消防防災航空センターでの活動を予定
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

## <連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第4条)

記入例  
(例2)

# 緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●	<input checked="" type="radio"/> 応援等の要請	<input type="checkbox"/> 増隊要請 (第 報)
送信時間	令和 3 年 4 月 1 日 9 時 30 分	

消防庁長官 殿

愛知県知事

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日9時15分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	令和 3 年 4 月 1 日 9 時 0 分頃
災害発生場所	愛知県 都道府県 ○○市 市区町村
応援等要請日時	令和 3 年 4 月 1 日 9 時 15 分
災害の状況	爆破テロ災害により負傷者多数(数百名規模) ※剤の使用:不明
活動を要望する地域	××会館周辺
要望する活動	①NBC部隊による検知、救助・救出活動 ②救急小隊、航空小隊による搬送

## ・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	<input type="checkbox"/> 出動可能な全隊	<input checked="" type="checkbox"/> 一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	救急小隊を中心とした編成	
必要な隊、資機材	指揮隊	
	救急小隊	
	人員輸送車(軽傷者の搬送用)	

## ・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	・指揮支援隊:現地本部(××会館隣接場所)での活動を予定 ・航空指揮支援隊:SCU(これから調整)での活動を予定
	指揮支援隊 ●	
	航空指揮支援隊 ●	
航空部隊	航空小隊 ●	・航空小隊:SCUから近隣の災害拠点病院への重傷者の搬送を予定
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊 ●		
土砂・風水害機動支援部隊		

## <連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条関係、第23

記入例

# 応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第 報)
〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害の状況	別記様式1-1 記入例参照
活動を要望する地域	
要望する活動	

## ・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

## ・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

## <連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話 ※記入例のため省略	NTT回線FAX ※記入例のため省略
地域衛星電話	地域衛星FAX

## 出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 令和 3年 4月 1日 9時 25分

都道府県消防防災主管部長  
消 防 長 } 殿

送付先: 兵庫県 鳥取県 香川県

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	令和 3年 4月 1日 8時 0分頃
災害発生場所	岡山県 倉敷市 市区町村
災害名	倉敷市〇〇町土砂災害
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	令和 3年 4月 1日 9時 20分
災害の状況	前線による大雨に伴う被害 (大規模土砂崩れによる民家等の全壊多数)
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等 ー 石油コンビナート等 有

## ・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	● 出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	救助小隊を中心とした編成 (※救急小隊の需要:少) 土砂災害に対応する資機材等(重機、バギー、ドローン等)を準備のこと	
【隊の指定情報】		

## ・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	兵庫県→兵庫県航空隊及び神戸市航空隊が対象
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊※1	
航空部隊	航空小隊※1 ●	
	航空後方支援小隊※1	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 令和 3年 4月 1日 9時 15分

都道府県消防防災主管部長 } 殿  
消 防 長 }

送付先: 静岡県

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	令和 3年 4月 1日 9時 0分頃
災害発生場所	愛知県 都道府県 ○○市 市区町村
災害名	○○市××会館爆破テロ
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	令和 3年 4月 1日 9時 10分
災害の状況	爆破テロ災害により負傷者多数(数百名規模) ※剤の使用:不明
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等 ー 石油コンビナート等 有

## ・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊 ●	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	救急小隊を中心とした編成。可能な限り早く被災地で活動を開始するため、出動準備が整った隊から順次出動いただく予定。	
【隊の指定情報】		
都道府県大隊指揮隊		
救急小隊	可能な限り多く	
後方支援小隊	可能であれば、人員輸送車も編成のこと	

## ・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	● 指揮支援隊: 静岡市消防局、浜松市消防局
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊※1	
航空部隊	航空小隊※1	● 航空小隊: 静岡県航空隊、静岡市航空隊及び浜松市航空隊
	航空後方支援小隊※1	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		● NBC災害即応部隊: 静岡市消防局、浜松市消防局
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

記入例  
(可能隊数報告)

# 出動可能隊数・出動隊数の報告

都道府県大隊  
統合機動部隊

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3年 4月 1日 10時 0分  
出動隊数報告 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 殿

〇〇県危機管理部長

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	倉敷市〇〇町土砂災害
-----	------------

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	11	時	0	分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入		時		分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ( )内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳	
指揮隊	3 [ 1 ]	12 [ 4 ]	[ ]	[ ]		
消火小隊	4 [ 3 ]	16 [ 12 ]	[ ]	[ ]		
救助小隊	12 [ 3 ]	60 [ 15 ]	[ ]	[ ]	水陸両用バギー: 1台	
救急小隊	6 [ 3 ]	18 [ 9 ]	[ ]	[ ]		
後方支援小隊	8 [ 2 ]	24 [ 5 ]	[ ]	[ ]		
通信支援小隊	1 [ ]	3 [ ]	[ ]	[ ]		
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	1 [ ]	2 [ ]	[ ]	[ ]	重機: 1台
	その他の特殊装備小隊	1 [ ]	2 [ ]	[ ]	[ ]	中型水陸両用車: 1台
		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

統合機動部隊を除く救助小隊は、人員輸送車2台に乗り合わせて出動予定

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 2艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台

合計	36 [ 12 ]	137 [ 45 ]	[ ]	[ ]	
----	-----------	------------	-----	-----	--

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 24 ↑ 隊 92 ↑ 人 隊 人

自動表示 自動表示

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 出動可能隊数・出動隊数の報告

都道府県大隊  
統合機動部隊記入例  
(出動隊数報告)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3年 4月 1日 10時 0分  
出動隊数報告 令和 3年 4月 1日 11時 15分

消防庁広域応援室長 殿

〇〇県危機管理部長

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	倉敷市〇〇町土砂災害
-----	------------

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	11	時	0	分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	11	時	15	分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ( )内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳	
指揮隊	3 [ 1 ]	12 [ 4 ]	3 [ 1 ]	12 [ 4 ]		
消火小隊	4 [ 3 ]	16 [ 12 ]	4 [ 3 ]	16 [ 12 ]		
救助小隊	12 [ 3 ]	60 [ 15 ]	12 [ 3 ]	60 [ 15 ]	水陸両用バギー: 1台	
救急小隊	6 [ 3 ]	18 [ 9 ]	6 [ 3 ]	18 [ 9 ]		
後方支援小隊	8 [ 2 ]	24 [ 5 ]	9 [ 2 ]	26 [ 5 ]		
通信支援小隊	1 [ ]	3 [ ]	1 [ ]	3 [ ]		
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	1 [ ]	2 [ ]	1 [ ]	2 [ ]	重機: 1台
	その他の特殊装備小隊	1 [ ]	2 [ ]	1 [ ]	2 [ ]	中型水陸両用車: 1台
		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

統合機動部隊を除く救助小隊は、人員輸送車2台に乗り合わせて出動

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 2艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台

合計	36 [ 12 ]	137 [ 45 ]	37 [ 12 ]	139 [ 45 ]	
----	-----------	------------	-----------	------------	--

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 24 ↑ 隊 92 ↑ 人 25 ↑ 隊 94 ↓ 人

自動表示

自動表示

自動表示

自動表示

&lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	



# 出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3年 4月 1日 10時 0分  
出動隊数報告 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 殿

静岡県危機管理監

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	〇〇市××会館爆破テロ
-----	-------------

隊の種別	可能隊数	人数	最も早く出動できる時間※2	出動隊数	人数	出動時間※2	備考(内訳)
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		: 頃			:	静岡市消防局1隊 浜松市消防局1隊
	指揮支援隊	2	10	10:30 頃		:	
	航空指揮支援隊※1	1	6	11:00 頃		:	<航空隊名、同時出動可否> 静岡県消防防災航空隊 同時出動不可
航空部隊	航空後方支援小隊※1	1	6	11:00 頃		:	
	航空小隊※1	2	12	10:30 頃		:	<機体愛称> カワセミ(静岡市)、はまかぜ(浜松市)
土砂・風水害機動支援部隊	指揮隊						
	救助小隊						水陸両用バギー: 台
	特殊装備小隊						重機: 台
	特殊装備小隊						中型水陸両用車: 台
	後方支援小隊						
【その他特殊な装備品の情報】							
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台							
合計							
NBC災害即応部隊	指揮隊	1	5				※静岡市消防局の部隊
	特殊災害小隊	2	10				救助工作車
	特殊災害小隊	1	3				特殊災害対応自動車
	特殊災害小隊	1	3	10:30 頃		:	大型除染システム搭載車
	消火小隊	1	4				化学消防ポンプ自動車
	後方支援小隊	1	3				
合計							
※浜松市のNBC部隊は別添の別記様式2-2(部隊用)参照							

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること  
航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること  
※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

### <連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

記入例  
(出動隊数報告)

# 出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 令和 3年 4月 1日 10時 0分  
出動隊数報告 令和 3年 4月 1日 11時 0分

消防庁広域応援室長 殿

静岡県危機管理監

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	〇〇市××会館爆破テロ
-----	-------------

隊の種類別	可能隊数	人数	最も早く出動できる時間※2	出動隊数	人数	出動時間※2	備考(内訳)	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		: 頃			:	静岡県消防局1隊 【出動】浜松市消防局1隊	
	指揮支援隊	2	10	10:30 頃	1	5	10:40	
	航空指揮支援隊※1	1	6	11:00 頃	1	6	11:00	<航空隊名、同時出動可否> 静岡県消防防災航空隊 同時出動不可
航空部隊	航空後方支援小隊※1	1	6	11:00 頃		:		
	航空小隊※1	2	12	10:30 頃	2	12	10:40	<機体愛称> カフセミ(静岡市) はまかぜ(浜松市)
土砂・風水害機動支援部隊	指揮隊			: 頃			:	
	救助小隊							水陸両用バギー: 台
	特殊装備小隊							重機: 台
	特殊装備小隊							中型水陸両用車: 台
	後方支援小隊							
【その他特殊な装備品の情報】								
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台								
合計								
NBC災害即応部隊	指揮隊	1	5	10:30 頃	1	5	10:40	※浜松市消防局の部隊
	特殊災害小隊	1	5		1	5		救助工作車
	特殊災害小隊	1	3		1	3		特殊災害対応自動車
	特殊災害小隊	1	3		1	3		大型除染システム搭載車
	消火小隊	1	4		1	4		化学消防ポンプ自動車
	後方支援小隊	1	3		1	3		
合計								
	6	23		7	28			

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること  
航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること  
※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

### <連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 出動準備の解除連絡

送信時間 令和 3 年 4 月 1 日 16 時 0 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿  
消 防 長 }

送付先: 

兵庫県	鳥取県	広島県	香川県			

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	令和 3 年 4 月 1 日 16 時 0 分
出動準備を解除する隊	【統括指揮支援隊】 広島市消防局
	【指揮支援隊】 広島市消防局
	【航空指揮支援隊】
	【都道府県大隊】 兵庫県、鳥取県、広島県、香川県
	【航空小隊】 兵庫県航空隊、神戸市航空隊、鳥取県航空隊、広島県航空隊 広島市航空隊、香川県航空隊

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 令和 3 年 4 月 1 日 9 時 25 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先: 広島県

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	令和 3 年 4 月 1 日 8 時 0 分頃		
災害発生場所	岡山県	都道府県	倉敷市 市区町村
災害名	倉敷市〇〇町土砂災害		
災害の状況	前線による大雨に伴う被害 (大規模土砂崩れによる民家等の全壊多数)		
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等	—	石油コンビナート等 有
出動区分	● 求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 1 項)
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )		● 非適用
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 1 日 9 時 20 分		

## ・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	● 出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	救助小隊を中心とした編成 (※救急小隊の需要:少) 土砂災害に対応する資機材等(重機、バギー、ドローン等)を準備のこと	
【隊の指定情報】		
応援先	岡山県 市区町村	進出拠点 調整中

## ・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項、応援先等	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	●	【進出先・活動拠点】 統括指揮支援隊: 県庁 指揮支援隊: 倉敷市消防局本部庁舎
	指揮支援隊	●	
	航空指揮支援隊		応援先: 岡山県 進出拠点: —
航空部隊	航空小隊	●	・広島県航空隊 ・広島市航空隊(統括指揮支援隊輸送)
	航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			応援先: 岡山県 進出拠点: 岡山県消防防災航空センター

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 令和 3 年 4 月 1 日 9 時 40 分

受援都道府県の知事 } 殿  
受援市町村の長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災害名	倉敷市〇〇町土砂災害		
出動区分	● 求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 1 項)
迅速出動	適用 ( A - 区分 )	● 非適用	
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )	● 非適用	
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 1 日 9 時 20 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり		
連絡事項	【対象】 統括指揮支援隊・指揮支援隊: 広島市消防局 都道府県大隊: 広島県 航空小隊: 広島県航空隊、広島市航空隊		

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

## [受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 令和 3 年 4 月 1 日 11 時 5 分

受援都道府県の消防防災主管部長  
被災地消防本部の長 } 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名	〇〇市××会館爆破テロ		
出 動 区 分	● 求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 1 項)
迅 速 出 動	適用 ( A - 区分 )	● 非適用	
アクションプラン又は運用計画	適用 ( )	● 非適用	
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 1 日 10 時 15 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項	【対象】 指揮支援隊: 浜松市消防局 航空指揮支援隊: 静岡県航空隊 航空小隊: 静岡市航空隊、浜松市航空隊 NBC災害即応部隊: 浜松市消防局		

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 令和 3年 4月 1日 9時 0分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先:

京都府	大阪府	兵庫県	鳥取県	岡山県	広島県	香川県		

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	<b>岡山県</b>
出動区分	● <b>求め</b> <span style="float: right;"><b>指示</b></span>
	<b>別表 A - 1</b> <span style="float: right;"><b>区分 II</b></span>
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時
求め又は指示した隊	下表のとおり
出 動 先	第34条に定めるとおり

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動	迅速出動	迅速出動	迅速出動	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】 ・ <b>広島市航空隊</b>	
● II 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	迅速出動	迅速出動	迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)	迅速出動	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	迅速出動	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動(統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】	迅速出動	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	迅速出動

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 令和 3年 4月 1日 9時 0分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

送付先:

愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県
島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	岡山県
出動区分	●      求め      指示
	別表 A - 2      区分 I
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時
求め又は指示した隊	下表のとおり
出 動 先	第34条に定めるとおり

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援部隊	指揮支援部隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
● I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動  【出動する隊】 ・広島市航空隊 ・京都市航空隊 ・大阪市航空隊 ・神戸市航空隊	
II 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)			
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036



## 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 令和 3 年 4 月 3 日 19 時 15 分

消防庁長官  
受援市町村の長  
指揮支援部隊長 } 殿

岡山県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	令和 3 年 4 月 3 日 19 時 0 分
被災地引揚げ日時	令和 3 年 4 月 4 日 8 時 0 分
引揚げ決定した隊	【統括指揮支援隊】 広島市消防局  【指揮支援隊】 広島市消防局  【都道府県大隊】 広島県、香川県
連絡事項	

&lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 令和 3 年 4 月 3 日 19 時 30 分

応援都道府県の知事 } 殿  
応援市町村の長 }

送付先: 広島県 香川県

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	令和 3 年 4 月 3 日 19 時 0 分
被災地引揚げ日時	令和 3 年 4 月 4 日 8 時 0 分
引揚げ決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊活動報告書

報告日	令和3年4月30日
災害名	倉敷市○○町土砂災害
都道府県	○○県

## 1 出動状況(航

統合機動部隊が出動した後に  
残りの都道府県大隊が出動したケース土砂・風水害機動支援部隊が出動した  
後に都道府県大隊が出動したケース

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)	統括指揮支援隊	都道府県大隊 (下段は土砂・風水害機動支援部隊)
出動日時※1	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
	4月1日 12時00分	4月1日 10時30分	4月1日 14時00分
	4月1日 10時30分		4月1日 10時30分
集結場所	○○PA ○○消防本部		○○PA
進出拠点到着日時	4月1日 15時00分 4月1日 13時30分		4月1日 17時00分 4月1日 13時30分
進出拠点	○○球場		○○球場
活動開始日時	4月1日 16時00分 4月1日 15時30分	4月1日 12時00分	4月1日 18時00分 4月1日 14時30分
活動終了日時	4月5日 15時00分	4月1日 18時00分	4月5日 15時00分
被災地引揚げ日時	4月5日 18時00分	4月1日 18時00分	4月5日 18時00分
宿営場所	○○球場(4/1~3) ○○消防署(4/4)	岡山県庁	○○球場(4/1~3) ○○消防署(4/4)

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

## 2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)	○○市消防局航空隊 (航空小隊、○○○)	○○県消防防災航空隊 (航空指揮支援隊)	○○市消防局航空隊 (航空小隊、×××)
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
	4月1日 10時30分	4月1日 11時00分	4月3日 8時30分
活動開始日時	4月1日 13時00分	4月1日 15時00分	4月3日 11時00分
活動終了日時	4月3日 15時00分	4月5日 15時00分	4月5日 14時00分
被災地引揚げ日時	4月3日 16時00分	4月5日 15時00分	4月5日 14時30分
宿営場所	岡山県消防防災航空センター	岡山県消防防災航空センター	岡山県消防防災航空センター

## 3 救助活動状況【陸上】

	救出日時		救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月 日	時 分			
1	4月1日	16:00~19:00	倉敷市○○	25 人	倉敷市消防局と合同
2	4月1日	15:15	倉敷市▲▲	3 人	自衛隊、警察と合同
3	4月3日	17:00	倉敷市■	1 人	消防団と合同
4				人	
5				人	
計				29 人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(○○地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、○○県大隊と合同で救出等記入

## 4 救助活動状況【航空】

	救出日時		救出場所※4	救助人数	備考
	月 日	時 分			
1	4月1日	16:00~19:00	倉敷市○○	7 人	○地区3名、▲地区4名
2	4月1日	15:15	倉敷市▲▲	1 人	
3	4月3日	17:00	倉敷市■	1 人	
4				人	
5				人	
計				9 人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(○○地区)等を記載

## 5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	5 件	1 件	6 件
航空	3 件	件	3 件

## 6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	5 人
航空	人	人	人	人	3 人	3 人

## 7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1	○○消防本部	側溝への転落による左足首の骨折	4月2日 参照
2			参照

## 8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1	○○消防本部	○○消防本部○○救急1号車左後輪のパンク	4月3日 参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

## 部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 令和 3年 4月 2日 12時 0分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿  
緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	広島県、福岡市
	隊種別	航空小隊
	特記事項	広島県航空隊:メイプル 福岡市航空隊:ゆりかもめ

現在の出動先	岡山県	都道府県	倉敷市	市区町村
--------	-----	------	-----	------

部隊移動先	香川県	都道府県	坂出市	市区町村
-------	-----	------	-----	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 令和 3 年 4 月 2 日 12 時 30 分

消防庁長官 殿

岡山県知事

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

 了承します。 その他

部隊移動に関する意見
本日(4/2)12時15分に終了したミッションをもって、部隊移動可能

部隊移動の 対象	所属する都道府県(市町村)	広島県、福岡市
	隊種別	航空小隊
	特記事項	広島県航空隊:メイプル 福岡市航空隊:ゆりかもめ

現在の出動先	岡山県	都道府県	倉敷市	市区町村
--------	-----	------	-----	------

部隊移動先	香川県	都道府県	坂出市	市区町村
-------	-----	------	-----	------

&lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 令和 3 年 4 月 2 日 13 時 5 分

応援都道府県の知事 } 殿  
 応援市町村の長 }

送付先: 広島県 福岡県

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	<input checked="" type="radio"/> 求め	<input type="radio"/> 指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 1 項)
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 13 時 0 分		

## ・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

## ・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	広島県航空隊:メイプル 福岡市航空隊:ゆりかもめ
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊 ●	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

現在の出勤先	岡山県	都道府県	倉敷市	市区町村
--------	-----	------	-----	------

部隊移動先	香川県	都道府県	坂出市	市区町村
-------	-----	------	-----	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 令和 3 年 4 月 2 日 13 時 10 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿  
緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	● 求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 1 項)
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 13 時 0 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項	新たな事案が発生するなどして、応援等が必要になった場合は、躊躇せず消防庁へ連絡すること 【部隊移動の対象】 航空小隊2隊(広島県航空隊、福岡市航空隊)		

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036



## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 令和 3 年 4 月 2 日 13 時 10 分

部隊移動先の都道府県の知事  
部隊移動先の市町村の長 } 殿

消防庁長官

岡山県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め  
又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	● 求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 1 項)
求め又は指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 13 時 0 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項	更なる部隊の応援が必要となった場合は、消防庁へ連絡すること  【部隊移動の対象】 航空小隊2隊(広島県航空隊、福岡市航空隊)		

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 令和 3 年 4 月 2 日 12 時 10 分

都道府県大隊長又は各部隊長  
(指揮支援本部長 経由)

岡山県知事

次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分

## ・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	全 隊	● 一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】 救急小隊(兵庫県大隊3隊、鳥取県大隊3隊)	
連絡事項	岡山市〇〇病院の病院避難対応に当たること	

## ・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

現在の出勤先	岡山県	都道府県	倉敷市	市区町村
--------	-----	------	-----	------

部隊移動先	岡山県	都道府県	岡山市	市区町村
-------	-----	------	-----	------

## &lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 令和 3 年 4 月 2 日 12 時 15 分

倉敷市長 } 殿  
岡山市長 }

岡山県知事

本都道府県倉敷市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり岡山市へ  
部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示（指示の根拠：消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分
指示した隊	別添（別記様式6-6）のとおり
連絡事項	新たな事案が発生するなどして、応援等が必要になった場合は、躊躇せず連絡すること 【部隊移動の対象】 救急小隊（兵庫県大隊3隊、鳥取県大隊3隊） 【部隊移動理由】 岡山市〇〇病院の病院避難対応に当たるため

## &lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 令和 3 年 4 月 2 日 12 時 15 分

消防庁長官 殿

岡山県知事

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示（指示の根拠：消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分
指示した隊	別添（別記様式6-6）のとおり
連絡事項	【部隊移動の対象】 救急小隊（兵庫県大隊3隊、鳥取県大隊3隊）  【部隊移動理由】 岡山市〇〇病院の病院避難対応に当たるため

## &lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話	※記入例のため省略	NTT回線FAX	※記入例のため省略
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 令和 3 年 4 月 2 日 12 時 20 分

応援都道府県の知事 } 殿  
応援市町村の長 }

送付先: 兵庫県 鳥取県

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	令和 3 年 4 月 2 日 12 時 0 分
指示した隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連絡事項	倉敷市から岡山市への部隊移動 【部隊移動の対象】 兵庫県大隊、鳥取県大隊

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

記入例 省略

政府現地対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長 (指揮支援隊長)	所属 氏名		TEL	

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属 氏名		TEL	
統合機動 部隊長	所属 氏名		TEL	
後方支援本部	所属 氏名		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属 氏名		TEL	
統合機動 部隊長	所属 氏名		TEL	
後方支援本部	所属 氏名		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB) 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属 職・氏名		TEL	
航空指揮支援本部長 (航空指揮支援隊長)	所属 氏名		TEL	
航空後方支 援隊長	所属 氏名		TEL	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属 氏名		TEL	
統合機動 部隊長	所属 氏名		TEL	
後方支援本部	所属 氏名		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属 氏名		TEL	
統合機動 部隊長	所属 氏名		TEL	
後方支援本部	所属 氏名		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース(FB) 設置場所：

FB指揮者	所属 職・氏名		TEL	
	所属 氏名		TEL	